

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

：第4次計画からの新規事業

【重点課題】第1 総合的推進体制の整備

(単位：千円)

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
1 相談及び情報提供体制の充実	(1)北海道被害者相談室の機能向上、各種情報の道民等への周知 犯罪被害者等支援の総合的な対応窓口である「北海道被害者相談室」の機能の向上に努めます。 また、犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」の活用など、市町村や関係機関・団体等との情報の共有を図るとともに、道のホームページにおいて市町村の総合的対応窓口の周知に努めます。	R4	・道の総合相談窓口を、専門的な知識と経験を有しカウンセリング体制が整っている（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンターに委託して設置 令和4年度相談件数1,137件		地域安全推進事業費 (犯罪被害者等支援推進事業費)	1,727 (1,727)	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	・道の総合相談窓口を、専門的な知識と経験を有しカウンセリング体制が整っている（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンターに委託して設置		地域安全推進事業費 (犯罪被害者等支援推進事業費)	1,714 (1,714)	
		R4	・警察庁犯罪被害者等施策情報メールマガジン等を市町村、民間支援団体等に送付し、各種情報を周知		-	-	
		R5	・警察庁犯罪被害者等施策情報メールマガジン等を市町村、民間支援団体等に送付し、各種情報を周知		-	-	
		R4	・学識者、関係機関及び被害者団体、支援団体で構成する「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」の開催結果を必要に応じ市町村に情報提供 ・「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、道民生活課ホームページに掲載 ・「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」を各関係機関等へ配布		-	-	
		R5	・学識者、関係機関及び被害者団体、支援団体で構成する「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」の開催結果を必要に応じ市町村に情報提供		-	-	
		R4	・多様な被害者が相談につながりやすくなるよう電話相談のほか、メール・SNS相談を実施 ・若年層を中心とした性暴力被害者支援センター北海道の認知度の向上を図るため、Web広告による広報啓発を実施 ・性暴力被害者支援センター北海道の周知用シール、ポスター及びチラシを作成し、道内の中学、高校、専門学校、大学、市町村や関係機関・関係団体に配付	再掲	地域安全推進事業費 (性暴力被害者支援事業費)	12,403 (6,349)	環境生活部 (道民生活課) (男女平等参画係)
		R5	・多様な被害者が相談につながりやすくなるよう電話相談のほか、メール・SNS相談を実施 ・若年層を中心とした性暴力被害者支援センター北海道の認知度の向上を図るため、Web広告による広報啓発を実施 ・性暴力被害者支援センター北海道のリーフレット等により、道内の中学、高校、専門学校、大学、市町村や関係機関・関係団体、医療機関等に対し周知	再掲	地域安全推進事業費 (性暴力被害者支援事業費)	11,134 (5,714)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		R4	・道民生活課ホームページ「犯罪被害者等への支援に関する情報」に相談窓口の情報を掲載し周知	-	-	-	環境生活部 (道民生活 課) (道民 生活係)
		R5	・道民生活課ホームページ「犯罪被害者等への支援に関する情報」に相談窓口の情報を掲載し周知	-	-	-	
	②性犯罪・性暴力被害者による情報入手の利便性の拡大 ア 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号(#8103(ハートさん))に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めます。 また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努めます。	R4	・性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」を全道24時間体制で運用 ・相談電話の利用広報カード等の作成・配布による広報活動 ・道警察ホームページに性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」、公費支出など各種支援内容を掲載	犯罪被害者相談電話フ リーダイヤル 相談電話利用カード	489 (245) 33 (17)	警察本部 (捜査第一 課)	
		R5	・性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」を全道24時間体制で運用 ・相談電話の利用広報カード等の作成・配布による広報活動 ・道警察ホームページに性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」、公費支出など各種支援内容を掲載	犯罪被害者相談電話フ リーダイヤル 相談電話利用カード	489 (245) 33 (17)		
		R4	・性犯罪事件発生時の初期段階で当該被害者に「被害者の手引」を配布し、公費支出など各種支援内容を直接教示 ・事件化を望まない性犯罪被害者にも、その心情に配意し、医療機関における公費支出や犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度や性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H (さくらこ)）を教示	-	-	-	警察本部 (捜査第一 課)
		R5	・性犯罪事件発生時の初期段階で当該被害者に「被害者の手引」を配布し、公費支出など各種支援内容を直接教示 ・事件化を望まない性犯罪被害者にも、その心情に配意し、医療機関における公費支出や犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度や性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H (さくらこ)）を教示	-	-	-	
	イ 「性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H (さくらこ)）」の周知や性暴力被害者への理解の促進を図るため、S N S を活用した情報発信に努めます。	R4	・道民生活課ホームページ「犯罪被害者等への支援に関する情報」に相談窓口の情報を掲載し周知 ・若年層を中心とした性暴力被害者支援センター北海道の認知度の向上を図るため、Web広告による広報啓発を実施	地域安全推進事業費 (犯罪被害者等支援推進 事業費)	13,841 (7,063)	環境生活部 (道民生活 課) (男女 平等参画 係)	
		R5	・道民生活課ホームページ「犯罪被害者等への支援に関する情報」に相談窓口の情報を掲載し周知 ・若年層を中心とした性暴力被害者支援センター北海道の認知度の向上を図るため、Web広告による広報啓発を実施した。	地域安全推進事業費 (犯罪被害者等支援推進 事業費)	12,403 (6,349)		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	③性犯罪・性暴力被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等 スクールカウンセラー活用事業等を通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備や関係機関との連携を促進するなど、計画的、組織的、継続的な学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。 また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立てたり、必要に応じて速やかに学級担任へ情報提供を行うなど、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。	R4 ③性犯罪・性暴力被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等 スクールカウンセラー活用事業等を通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備や関係機関との連携を促進するなど、計画的、組織的、継続的な学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。 また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立てたり、必要に応じて速やかに学級担任へ情報提供を行うなど、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。	・スクールカウンセラー活用事業によるスクールカウンセラーの配置（1307校（小672、中417、義務教育16、中等1、特支17、高184）） ・要望に応じ、道立学校へスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒に対するカウンセリングの実施や、教職員を対象とした教員研修を実施 ・いじめや不登校等の課題に対し、心理や福祉の専門家による、ICT機器を介した児童生徒・保護者に対する教育相談や学校に対する助言などを行う支援体制の整備		いじめ対策総合推進事業費 (スクールカウンセラー活用事業費)	168,331 (112,808)	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
	R5 ③性犯罪・性暴力被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等 スクールカウンセラー活用事業等を通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備や関係機関との連携を促進するなど、計画的、組織的、継続的な学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。 また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立てたり、必要に応じて速やかに学級担任へ情報提供を行うなど、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。	R5 ③性犯罪・性暴力被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等 スクールカウンセラー活用事業等を通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備や関係機関との連携を促進するなど、計画的、組織的、継続的な学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。 また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立てたり、必要に応じて速やかに学級担任へ情報提供を行うなど、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。	・スクールカウンセラー活用事業によるスクールカウンセラーの配置（1313校（小671、中409、義務教育22、中等1、特支24、高186）） ・要望に応じ、道立学校へスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒に対するカウンセリングの実施や、教職員を対象とした教員研修を実施予定 ・いじめや不登校等の課題に対し、心理や福祉の専門家による、ICT機器を介した児童生徒・保護者に対する教育相談や学校に対する助言などを行う支援体制の整備		いじめ対策総合推進事業費 (スクールカウンセラー活用事業費)	171,131 (115,327)	
	(3)警察における相談体制、情報提供の充実 ①相談体制の充実 ア 全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、民間支援団体、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体等を紹介するなど、被害者のニーズに応える支援活動の推進に努めます。 また、通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進し、交通事故被害者等からの相談に応じて、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するなどの適切な対応に努めます。	R4 ①相談体制の充実 ア 全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、民間支援団体、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体等を紹介するなど、被害者のニーズに応える支援活動の推進に努めます。 また、通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進し、交通事故被害者等からの相談に応じて、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するなどの適切な対応に努めます。	・警察本部の警察相談センターでは、相談専門官による24時間受理体制で対応中 ・警察相談専用電話「#9110」の周知と相談者の相談内容や要望に応じて関係機関・団体の紹介 ※警察相談受理件数全道77,832件		-	-	警察本部 (警察相談課、警務課、少年課、捜査第一課、捜査第四課)
	R5 ①相談体制の充実 ア 全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、民間支援団体、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体等を紹介するなど、被害者のニーズに応える支援活動の推進に努めます。 また、通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進し、交通事故被害者等からの相談に応じて、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するなどの適切な対応に努めます。	R5 ①相談体制の充実 ア 全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、民間支援団体、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体等を紹介するなど、被害者のニーズに応える支援活動の推進に努めます。 また、通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進し、交通事故被害者等からの相談に応じて、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するなどの適切な対応に努めます。	・警察本部の警察相談センターでは、相談専門官による24時間受理体制で対応中 ・警察相談専用電話「#9110」の周知と相談者の相談内容や要望に応じて関係機関・団体の紹介		-	-	警察本部 (警察相談課、警務課、少年課、捜査第一課、捜査第四課)
	R4 ②専用相談電話設置 ア 「性犯罪被害110番」、「少年相談110番」、「暴力相談電話」の個別の専用相談電話を設置 イ 「性犯罪被害110番」を全国共通番号「#8103」として全道24時間運用	R4 ②専用相談電話設置 ア 「性犯罪被害110番」、「少年相談110番」、「暴力相談電話」の個別の専用相談電話を設置 イ 「性犯罪被害110番」を全国共通番号「#8103」として全道24時間運用	・「性犯罪被害110番」、「少年相談110番」、「暴力相談電話」の個別の専用相談電話を設置 ・「性犯罪被害110番」を全国共通番号「#8103」として全道24時間運用		少年相談フリーダイヤル 経費 犯罪被害者相談電話フリーダイヤル	330 (165) 489 (245)	警察本部 (警務課、少年課、捜査第一課、捜査第四課)
	R5 ②専用相談電話設置 ア 「性犯罪被害110番」、「少年相談110番」、「暴力相談電話」の個別の専用相談電話を設置 イ 「性犯罪被害110番」を全国共通番号「#8103」として全道24時間運用	R5 ②専用相談電話設置 ア 「性犯罪被害110番」、「少年相談110番」、「暴力相談電話」の個別の専用相談電話を設置 イ 「性犯罪被害110番」を全国共通番号「#8103」として全道24時間運用	・「性犯罪被害110番」、「少年相談110番」、「暴力相談電話」の個別の専用相談電話を設置 ・「性犯罪被害110番」を全国共通番号「#8103」として全道24時間運用		少年相談フリーダイヤル 経費 犯罪被害者相談電話フリーダイヤル	330 (165) 489 (245)	警察本部 (警務課、少年課、捜査第一課、捜査第四課)
	R4 ③性犯罪被害相談 ア 性犯罪被害相談について、相談者が希望する性別の職員ができる限り対応するとともに、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用に努めます。	R4 ③性犯罪被害相談 ア 性犯罪被害相談について、相談者が希望する性別の職員ができる限り対応するとともに、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用に努めます。	・性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員による対応を実施 ・執務時間外に受けた相談が担当課に確実に引継ぎが行われるよう運用		-	-	警察本部 (捜査第一課)
	R5 ③性犯罪被害相談 ア 性犯罪被害相談について、相談者が希望する性別の職員ができる限り対応するとともに、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用に努めます。	R5 ③性犯罪被害相談 ア 性犯罪被害相談について、相談者が希望する性別の職員ができる限り対応するとともに、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用に努めます。	・性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員による対応を実施		-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等	再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		・執務時間外に受けた相談が担当課に確実に引継ぎが行われるよう運用				
	②「被害者支援要員制度」の活用 「被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。	R4 ・特定の身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族等を対象に、被害者支援要員をあて、犯罪被害者等に必要な支援の実施 R5 ・特定の身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族等を対象に、被害者支援要員をあて、犯罪被害者等に必要な支援の実施	-	-	-	警察本部 (警務課)
		R4 ・警察本部や方面本部の犯罪被害者支援担当者の行う巡回教養、警察本部等から発する各種教養資料により、被害者支援に必要な知識を浸透 ※全道被害者支援要員指定数 1, 193名（うち女性警察官 283名）R4.4現在	-	-	-	警察本部 (警務課)
		R5 ・警察本部や方面本部の犯罪被害者支援担当者の行う巡回教養、警察本部等から発する各種教養資料により、被害者支援に必要な知識を浸透 ※全道被害者支援要員指定数 1, 193名（うち女性警察官 283名）R4.4現在	-	-	-	警察本部 (警務課)
	③被害少年が相談しやすい環境の整備 被害少年に関する相談窓口について、リーフレットの配布や、道警ホームページ、道警少年課ツイッターへの掲載のほか、非行防止教室「自分の大切さを実感させる教室」等の機会を活用するなど、被害少年やその保護者に対する周知広報を行うとともに、臨床心理士・公認心理師の資格を有する心理専門官等が相談に応じる「少年相談110番」の完全フリーダイヤル化や道警ホームページを活用した「ヤングメール」など、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。	R4 ・臨床心理士の資格を有する少年心理専門官2名により「少年相談110番」を実施 ・24時間受理できる「ヤングメール」を開設してメールによる相談を受け付け ※少年相談受理件数 3015件（うち犯罪被害相談129件） R5 ・臨床心理士・公認心理師の資格を有する少年心理専門官2名により「少年相談110番」を実施 ・24時間受理できる「ヤングメール」を開設してメールによる相談を受け付け	少年相談フリーダイヤル 経費	330 (165)	警察本部 (少年課)	
	④警察署等に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨 被害者等に対する情報提供等、警察署等において必要な支援が確実に実施されているかを検証し、好事例については、他警察署等に紹介するなど、勧奨に努めます。	R4 ・犯罪被害者等に必要な支援が確実に実施されるよう警察本部及び方面本部の犯罪被害者支援担当者が各警察署を巡回して支援状況の検証及び指導を実施 ・好事例の支援活動については、その活動概要を全警察署に紹介し、各種被害者支援施策への反映を促している R5 ・犯罪被害者等に必要な支援が確実に実施されるよう警察本部及び方面本部の犯罪被害者支援担当者が各警察署を巡回して支援状況の検証及び指導を実施 ・好事例の支援活動については、その活動概要を全警察署に紹介し、各種被害者支援施策への反映を促している	-	-	-	警察本部 (警務課)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
⑤被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。	R4	・警察本部と方面本部には、24時間体制で受理できる警察相談専用電話「#9110」及び性犯罪被害相談電話全国共通番号「性犯罪被害110番（#8103）」、暴力団相談電話及び少年相談110番を設置 ・24時間受理できるメール相談「暴力団相談メール」「ヤングメール」の運用により、被害が潜在化しやすい犯罪被害者や犯罪被害児童からの相談に適切に対応できる体制を整備		-	-	-	警察本部 (警察相談課、少年課、捜査第一課、捜査第四課)
	R5	・警察本部と方面本部には、24時間体制で受理できる警察相談専用電話「#9110」及び性犯罪被害相談電話全国共通番号「性犯罪被害110番（#8103）」、警察本部には、暴力団相談電話及び少年相談110番を設置 ・24時間受理できるメール相談「暴力団相談メール」「ヤングメール」の運用により、被害が潜在化しやすい犯罪被害者や犯罪被害児童からの相談に適切に対応できる体制を整備		-	-	-	
	R4	・学校等における非行防止教室及び命の大切さを学ぶ教室の開催、各種会合における犯罪被害者遺族や警察職員による講演、その他広報活動の実施による犯罪被害者等が置かれている状況等の周知及び理解の促進		-	-	-	警察本部 (警務課)
	R5	・学校等における非行防止教室及び命の大切さを学ぶ教室の開催、各種会合における犯罪被害者遺族や警察職員による講演、その他広報活動の実施による犯罪被害者等が置かれている状況等の周知及び理解の促進		-	-	-	
(4)学校における相談体制、情報提供の充実 ①教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実 いじめ問題等対策連絡協議会や北海道生徒指導連絡会議、地域いじめ問題等対策連絡協議会において非行を含めた多様な問題行動等の情報交換や対応協議により、関係機関等との連携・協力に努めます。 また、学校の実情に応じて、児童生徒が抵抗なく問題行動等に関わる相談ができる体制の充実に努めます。	R4	・「北海道いじめ問題対策連絡協議会」及び「地域いじめ問題等対策連絡協議会」における、いじめの防止等の問題に対応するための施策や取組の協議 ※北海道いじめ問題対策連絡協議会は令和4年11月実施		再掲	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
	R5	・「北海道いじめ問題対策連絡協議会」及び「地域いじめ問題等対策連絡協議会」における、いじめの防止等の問題に対応するための施策や取組の協議 ※北海道いじめ問題対策連絡協議会は令和5年11月実施予定		再掲	-	-	
②学校内における連携及び相談体制の充実 スクールカウンセラー活用事業等を推進し、各学校における教育相談体制の一層の充実に努めます。	R4	・スクールカウンセラー活用事業によるスクールカウンセラーの配置（1307校（小672、中417、義務教育16、中等1、特支17、高184）） ・要望に応じた道立学校へのスクールカウンセラーの派遣による、児童生徒に対する集中的な教育相談やカウンセリング技術向上のための教員研修の実施 ・北海道教育カウンセリングICT活用事業による、音声と映像の双方向情報通信技術を活用した心理福祉等の専門家による学校、教職員等及び児童生徒、保護者に対する指導・助言や教育相談等の支援		いじめ対策総合推進事業費 (スクールカウンセラー活用事業費)	168,331 (112,808)	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
	R5	・スクールカウンセラー活用事業によるスクールカウンセラーの配置（1313校（小671、中409、義務教育22、中等1、特支24、高186）） ・要望に応じた道立学校へのスクールカウンセラーの派遣による、児童生徒に対する集中的な教育相談やカウンセリング技術向上のための教員研修の実施予定 ・北海道教育カウンセリングICT活用事業による、音声と映像の双方向情報通信技術を活用した心理福祉等の専門家による学校、教職員等及び児童生徒、保護者に対する指導・助言や教育相談等の支援		いじめ対策総合推進事業費 (スクールカウンセラー活用事業費)	171,131 (115,327)		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
③相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進 ア 子ども相談支援センターにおいて、児童生徒や保護者からの相談内容に応じて、地域の関係機関の情報提供に努めます。 イ 少年サポートセンター等地域の関係機関の情報について、広報誌等を通じた提供に努めます。	④犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進 不登校児童生徒支援連絡協議会において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合への対応を協議するとともに、関係機関等と連携を図り、学校復帰等に向けた支援に努めます。	R4	・子ども相談支援センターでは、児童生徒や保護者等からの相談内容に応じて、地域の教育関係機関の紹介や、該当する児童相談所や児童家庭支援センターなどの相談窓口の情報提供を実施		子ども相談支援センター事業費	19,519 (15,175)	教育庁 (生徒指導・学校安全課) 教育庁 (生徒指導・学校安全課) 教育庁 (生徒指導・学校安全課) 教育庁 (生徒指導・学校安全課)
		R5	・子ども相談支援センターでは、児童生徒や保護者等からの相談内容に応じて、地域の教育関係機関の紹介や、該当する児童相談所や児童家庭支援センターなどの相談窓口の情報提供を実施予定		子ども相談支援センター事業費	19,201 (14,880)	
		R4	・「生徒指導研究協議会」や中堅教諭等資質向上研修等において、地域の関係機関の情報を提供		-	-	
		R5	・「生徒指導研究協議会」や中堅教諭等資質向上研修等において、地域の関係機関の情報を提供予定		-	-	
		R4	・「不登校児童生徒支援連絡協議会」や「スクールソーシャルワーカー活用事業連絡協議会」における関係機関等と連携を図った不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援の方策等についての研究協議の実施		不登校児童生徒指導対策事業費 (不登校児童生徒支援連絡協議会)	126 (84)	
		R5	・「不登校児童生徒支援連絡協議会」や「スクールソーシャルワーカー活用事業連絡協議会」における関係機関等と連携を図った不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援の方策等についての研究協議の実施予定		不登校児童生徒指導対策事業費 (不登校児童生徒支援連絡協議会)	- -	
		R4	・北海道警察被害者連絡制度に定める身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族に、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度が掲載された「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」や「リーフレット」を、事件又は事故発生の初期段階に配布し、各種情報の早期提供に努めている ・身体犯事件被害者の手引に音声コードを導入し、視覚障害者や高齢者にも広く情報提供が図れるよう内容を充実した		被害者の手引き印刷費 (身体用) 被害者の手引き（交通事故用） 危機介入用リーフレット	29 (15) 67 (34) 28 (14)	警察本部 (刑事企画課、交通捜査課)
		R5	・北海道警察被害者連絡制度に定める身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族に、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度が掲載された「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」や「リーフレット」を、事件又は事故発生の初期段階に配布し、各種情報の早期提供に努めている ・身体犯事件被害者の手引に音声コードを導入し、視覚障害者や高齢者に対し広く情報提供に努めている		被害者の手引き印刷費 (身体用) 被害者の手引き（交通事故用） 危機介入用リーフレット	55 (28) 54 (27) 21 (11)	
		R4	・外国人被害者に対しては、データ化してある外国5か国語（英語、ロシア語、中国語、韓国語、ベトナム語）の「被害者の手引」の中から理解可能な言語を印刷・配布し各種情報提供		-	-	警察本部 (警務課、刑事企画課、交通捜査課)
		R5	・外国人被害者に対しては、データ化してある外国5か国語（英語、ロシア語、中国語、韓国語、ベトナム語）の「被害者の手引」の中から理解可能な言語を印刷・配布し各種情報提供		-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課			
②犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知 損害賠償請求制度など犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレット等への記載内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への周知に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害者の手引」等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレットを被害者等に配布して周知 ・街頭活動又はホームページへの掲載による制度の周知 		-	-	-	警察本部 (警務課)			
		<ul style="list-style-type: none"> ・「被害者の手引」等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレットを被害者等に配布して周知 ・街頭活動又はホームページへの掲載による制度の周知 								
	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介したパンフレットなどにより、犯罪被害者等へ周知 		再掲	-	-	環境生活部 (道民生活課)			
		<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介したパンフレットなどにより、犯罪被害者等へ周知 		再掲	-	-				
	③刑事の手続等に関する情報提供の充実 ア 刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道警察被害者連絡制度に定める身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族に、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度が掲載された「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」や「リーフレット」を、事件又は事故発生の初期段階に配布し、各種情報の早期提供に努めている ・身体犯事件被害者の手引に音声コードを導入し、視覚障害者や高齢者にも広く情報提供が図れるよう内容を充実した 		被害者の手引き印刷費 (身体用) 被害者の手引き（交通事故用） 危機介入用リーフレット	29 (15) 67 (34) 28 (14)	警察本部 (刑事企画課、交通捜査課)			
			<ul style="list-style-type: none"> ・北海道警察被害者連絡制度に定める身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族に、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度が掲載された「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」や「リーフレット」を、事件又は事故発生の初期段階に配布し、各種情報の早期提供に努めている ・身体犯事件被害者の手引に音声コードを導入し、視覚障害者や高齢者に対し広く情報提供に努めている 							
			<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の保護・支援制度についての啓発パンフレットにより情報提供 							
	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の保護・支援制度についての啓発パンフレットにより情報提供 		再掲	-	-	環境生活部 (道民生活課)（道民生活係）			
		<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の保護・支援制度についての啓発パンフレットにより情報提供 		再掲	-	-				

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	イ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口に犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省等関係省庁へリンクを貼り、情報提供に努めます。	R4	・検察庁が令和4年3月に発行した「犯罪被害者の方々へ」（日本語版及び英語版）を道民生活課内及び北海道被害者相談室において常備 ・道のホームページから法務省のページへリンクにより情報提供	再掲	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	・検察庁が令和5年3月に発行した「犯罪被害者の方々へ」（日本語版及び英語版）を道民生活課内及び北海道被害者相談室において常備 ・道のホームページから法務省のページへリンクにより情報提供	再掲	-	-	
	④医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実 精神保健福祉センターや保健所が実施する精神保健福祉相談事業において、犯罪被害者等の支援に関する情報提供や適切な相談実施に努めます。	R4	・精神保健福祉センターでは、適時、情報提供や相談を実施 ※個別相談：6件、関係機関相談：1件		精神保健福祉事業	6,447 (6,260)	保健福祉部 (障がい者保健福祉課)
		R5	・精神保健福祉センターでは、適時、情報提供や相談を実施		精神保健福祉事業	5,783 (5,638)	
	⑤犯罪被害者等施策のホームページの充実 道の「犯罪被害者等支援のためのホームページ」について、随時情報を更新するなど、道民に対する情報提供の充実に努めます。	R4	・道民に対する必要な情報について随時更新		-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	・道民に対する必要な情報について随時更新		-	-	
	⑥インターネット以外の媒体を用いた情報提供 関係機関・団体等の広報資料や広報媒体を活用し、インターネット等で情報を得ることができる人とそうでない人との間に不公平が生じないよう配慮するとともに、インターネットを利用できない人に対しての積極的な情報提供に努めます。	R4	・街頭における広報活動、リーフレット及び広報紙の活用、報道機関及び被害者支援連絡協議会等の会員を通じた広報などインターネット以外の広報媒体も利用した犯罪被害者等支援に関する情報提供		-	-	警察本部 (警務課)
		R5	・街頭における広報活動、リーフレット及び広報紙の活用、報道機関及び被害者支援連絡協議会等の会員を通じた広報などインターネット以外の広報媒体も利用した犯罪被害者等支援に関する情報提供		-	-	
		R4	・街頭啓発、リーフレット及び広報紙等の活用、マスコミ（テレビ・ラジオを含む。）による広報、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体を通じた広報などインターネット以外の広報媒体を通じた広報活動の実施		-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	・街頭啓発、リーフレット及び広報紙等の活用、マスコミ（テレビ・ラジオを含む。）による広報、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体を通じた広報などインターネット以外の広報媒体を通じた広報活動の実施		-	-	
		R4	・関係機関・団体等の広報媒体への道の行事の掲載や、道が作成したリーフレット等の市町村や関係機関・団体等の窓口配架などによる情報提供		-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	・関係機関・団体等の広報媒体への道の行事の掲載や、道が作成したリーフレット等の市町村や関係機関・団体等の窓口配架などによる情報提供		-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	(6)関係機関・団体等との連携による情報提供の充実 ①被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進 警察本部・各方面本部・各警察署単位に設置する被害者支援連絡協議会の会員相互の連携強化を図り、就職等の生活支援を始め、医療、裁判等多岐にわたる分野について、実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図るなど、総合的な被害者支援に努めます。	R4	・被害者支援連絡協議会の会員に対して、会合の機会における被害者遺族等による講演及び情報発信活動を実施し、犯罪被害者等の置かれている立場の理解促進を図る ・犯罪被害者等の個別具体的な要望に応じられるよう関係会員に連携強化を働きかけ、総合的な被害者支援活動を実施		被害者支援連絡協議会講師謝金	34 (17)	警察本部 (警務課)
		R5	・被害者支援連絡協議会の会員に対して、会合の機会における被害者遺族等による講演及び情報発信活動を実施し、犯罪被害者等の置かれている立場の理解促進を図る ・犯罪被害者等の個別具体的な要望に応じられるよう関係会員に連携強化を働きかけ、総合的な被害者支援活動を実施		被害者支援連絡協議会講師謝金	34 (17)	
	②医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備 性暴力被害者の置かれている状況等に関し、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備を図ります。	R4	・性暴力被害者支援を行う医療機関の確保による支援体制の整備		-	-	環境生活部 (道民生活課) (男女平等参画係)
		R5	・性暴力被害者支援を行う医療機関の確保による支援体制の整備		-	-	
		R4	・「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関一覧」を作成するとともに、道ホームページに公表する等して性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等に情報提供した。 ※「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧作成について」（令和元年9月19日付け医薬第1504号）により、一覧を作成しており、公表可能な医療機関の増減があった場合は、一覧を更新し、公表している。		-	-	保健福祉部 (医務薬務課)
		R5	・「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関一覧」を作成するとともに、道ホームページに公表する等し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等に情報提供する。 ※「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧作成について」（令和元年9月19日付け医薬第1504号）により、一覧を作成しており、公表可能な医療機関の増減があった場合は、一覧を更新し、公表している。		-	-	
		R4	・患者等による医療機関の適切な選択を支援するため、道内の医療機関における医療機能情報を道のホームページ（北海道医療機能情報システム）により情報提供した。		医療機能情報公表制度運営費	9,996 (9,996)	保健福祉部 (医務薬務課)
		R5	・患者等による医療機関の適切な選択を支援するため、道内の医療機関における医療機能情報を道のホームページ（北海道医療機能情報システム）により情報提供する。		医療機能情報公表制度運営費	5,462 (5,462)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
④検察庁との連携及び情報提供の充実 検察庁との連携を図り、同庁が行う被害者支援員等の犯罪被害者等支援のための制度について、道民への情報提供に努めます。 ⑤道内の弁護士会との連携及び情報提供の充実 道内の各弁護士会（札幌、旭川、釧路、函館）との連携を図り、弁護士会が行う被害者支援活動について、道民への情報提供に努めます。	R4 ・検察庁が令和4年3月に発行した「犯罪被害者の方々へ」（日本語版及び英語版）を道民生活課内及び北海道被害者相談室において常備 ・道のホームページから法務省のページへリンクにより情報提供			-		-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	R5 ・検察庁が令和5年3月に発行した「犯罪被害者の方々へ」（日本語版及び英語版）を道民生活課内及び北海道被害者相談室において常備 ・道のホームページから法務省のページへリンクにより情報提供			-		-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	R4 ・道が作成したリーフレット等を各弁護士会に送付し、情報提供を実施			-		-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	R5 ・道が作成したリーフレット等を各弁護士会に送付し、情報提供を実施			-		-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	⑥日本司法支援センターとの連携と道民への周知 日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関する情報の周知に努めます。	R4 ・「犯罪被害者等の保護・支援制度紹介パンフレット」において、「犯罪被害者支援ダイヤル」や地方事務所の連絡先・ホームページを掲載し、周知		再掲		-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
2 支援充実のための人才培养	(1)警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実 警察学校における、採用時、上位階級への昇任時及び各種専門課程の入校に際して行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修や被害者支援担当係等に配置された職員に対する実践的技能を修得させるための部内臨床心理士や部外講師によるロールプレイ方式の演習等を含む専門的な研修、性犯罪被害者や被害少年と接する機会の多い警察官等を民間被害者支援団体が実施する研修に参加させるなど、各職員に応じた研修の充実に努めます。	R4	警察学校における巡査部長及び警部補の昇任時教養、各専門課程教養、各警察署に対する巡回教養の機会に、犯罪被害者等支援の重要性及びその要領、民間被害者支援団体との連携要領等、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養の実施 ※犯罪被害者支援教養受講者数延べ1, 089人		性犯罪捜査担当者カウンセリング研修会講師謝金	12 (6)	警察本部 (警務課)
		R5	警察学校における巡査部長及び警部補の昇任時教養、各専門課程教養、各警察署に対する巡回教養の機会に、犯罪被害者等支援の重要性及びその要領、民間被害者支援団体との連携要領等、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養の実施		性犯罪捜査担当者カウンセリング研修会講師謝金	12 (6)	警察本部 (警務課)
		R4	・被害者支援体験記の募集と紹介、犯罪被害者遺族の講演の聴講、臨床心理士の資格を有する心理専門官の巡回教養等により、犯罪被害者等の心情をより理解した対応や支援ができるよう教養の充実		-	-	警察本部 (警務課)
		R5	・被害者支援体験記の募集と紹介、犯罪被害者遺族の講演の聴講、臨床心理士の資格を有する心理専門官の巡回教養等により、 ・資質向上のため警察職員の民間被害者支援団体が行うカウンセリング研修講座受講		-	-	警察本部 (警務課)
		R4	・資質向上のため警察職員の民間被害者支援団体が行うカウンセリング研修講座受講 ※研修等実施回数1回（受講者数延べ8人）		カウンセリング研修講座受講料	93 (47)	警察本部 (警務課)
		R5	・資質向上のため警察職員の民間被害者支援団体が行うカウンセリング研修講座受講		カウンセリング研修講座受講料	93 (47)	警察本部 (警務課)
(2)犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年警察補導職員、各警察署の少年係員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等の修得に努めます。	R4	・専門技術等の修得のため、少年警察補導員等を対象として被害少年カウンセリングアドバイザーによる研修会等を開催 ※研修会等26回 ・被害を受けた児童からの聴取方法や児童の心理特性等について効果的な教養のため、各警察署に対して臨床心理士の資格を有する心理専門官による教養資料を発出		カウンセリングアドバイザー委嘱報償費	336 (168)	警察本部 (少年課)
		R5	・専門技術等の修得のため、少年警察補導員等を対象として被害少年カウンセリングアドバイザーによる研修会等を開催 ・被害を受けた児童からの聴取方法や児童の心理特性等について効果的な教養のため、各警察署に対して臨床心理士・公認心理師の資格を有する心理専門官による教養資料を発出		カウンセリングアドバイザー委嘱報償費	112 (56)	警察本部 (少年課)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等			再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(3)職員等に対する研修の充実等 犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するとともに、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な職員研修の実施に努めます。	R4 ・知事部局、道警察本部、道教育委員会の犯罪被害者等の支援に携わる職員等を対象とした「犯罪被害者等支援職員研修会」の開催 開催日：令和4年7月15日 内 容：オンライン開催 参加者55名	再掲	総務費職場研修費 (各部研修)	38 (38)	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)			
	R5 ・知事部局、道警察本部、道教育委員会の犯罪被害者等の支援に携わる職員等を対象とした「犯罪被害者等支援職員研修会」の開催	再掲	総務費職場研修費 (各部研修)	38 (38)				
	(4)学校における相談対応能力の向上等 北海道生徒指導連絡会議、集団カウンセリング研修会等生徒指導に関わる教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。	R4 ・各管内で開催する「生徒指導研究協議会」における、いじめや暴力行為、不登校や中途退学等の未然防止や早期発見・早期対応に向けた教育相談の取組についての実践交流や事例研究による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施 ・集団カウンセリング研修会における、ピア・サポートや人間関係構築のための集団カウンセリングの演習による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施（新型コロナウイルス感染症対策により未実施）	-	-				
		R5 ・各管内で開催する「生徒指導研究協議会」における、いじめや暴力行為、不登校や中途退学等の未然防止や早期発見・早期対応に向けた教育相談の取組についての実践交流や事例研究による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施予定 ・集団カウンセリング研修会における、ピア・サポートや人間関係構築のための集団カウンセリングの演習による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施予定	-	-				
		R4 ・教育相談の資質向上のための教員研修用動画、オンデマンドによる配信による各学校等での活用促進	-	-				
		R5 ・教育相談の資質向上のための教員研修用動画、オンデマンドによる配信による各学校等での活用促進	-	-				
(5)誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実 SNS等のインターネット上による犯罪被害者等へのプライバシーの侵害や誹謗中傷等の人権侵害行為が行われないよう、インターネット利用の啓発活動や情報モラルに関する教育の充実に努めます。	R4 ・青少年のSNS利用に起因したトラブル等を防止するため、啓発ポスターを作成し、道内全ての中学校・高校に配布した（約1,300部作成、R5.3月配布）ほか、青少年が安全・安心にインターネットを利用するため、保護者向けのオンライン研修会を開催し、保護者の知識向上を図った。	再掲	人権啓発推進事業費（地域人権啓発活動活性化事業）	233 (0)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)			
		R5 ・青少年のSNS利用に起因したトラブル等を防止するため、パネル展等の広報啓発を実施するほか、保護者向けの研修会を開催予定（開催時期未定）。	再掲	人権啓発推進事業費（地域人権啓発活動活性化事業）	183 (0)			

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(6)虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員等の研修の充実 ア 児童虐待の未然防止、早期発見の観点から地域における児童虐待の防止体制の構築、推進を図るために、児童相談所職員専門研修を実施し、職員の資質向上に努めるとともに、子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業を実施し、市町村における児童相談体制の整備や児童相談の技術的支援など総合的な支援を行います。 イ 児童福祉施設等職員の研修会等の場を通じて、子どもの権利擁護に関する知識等の普及啓発に努めます。	R4	・資質向上のため児童相談所職員に対する虐待等に関する専門研修を実施 ・市町村職員を対象に、児童虐待に関する専門研修や、相談対応スキル向上のための研修会の開催など、市町村の児童相談体制の強化に向けた総合的支援を実施	児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (96,925)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)		
		・資質向上のため児童相談所職員に対する虐待等に関する専門研修を実施 ・市町村職員を対象に、児童虐待に関する専門研修や、相談対応スキル向上のための研修会の開催など、市町村の児童相談体制の強化に向けた総合的支援を実施	児童虐待防止対策等推進事業費	179,025 (94,170)			
	R4	・児童福祉施設等の職員に対する研修会等の場を通じて、子どもの権利擁護に関する知識等の普及啓発	児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (96,925)			
		・児童福祉施設等の職員に対する研修会等の場を通じて、子どもの権利擁護に関する知識等の普及啓発	児童虐待防止対策等推進事業費	179,025 (94,170)			
	R4	交通事故相談活動の充実 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて北海道交通事故相談所の相談員の資質向上に努めます。	交通事故相談所の相談員の資質向上のため、国交省が実施する研修に参加 ※Web開催 4名参加（令和4年12月～令和5年1月）	－	－	環境生活部 (道民生活課) (交通安全係)	
		交通事故相談所の相談員の資質向上のため、国が実施する研修に参加予定	－	－			
	R4	交通事故捜査の体制強化等 交通事故の被害者等の心情に配慮しつつ、ち密かつ科学的な捜査をより一層推進するため、技能指導官等による交通事故捜査員に対する各種捜査研修等の充実に努めます。	・警察学校における巡査部長及び警部補の昇任時教養、交通専門課程の教養の機会において、交通事故捜査員、交通事故捜査員任用候補者に対する教育を充実	－	－	警察本部 (交通捜査課)	
		交通事故捜査の体制強化等 交通事故の被害者等の心情に配慮しつつ、ち密かつ科学的な捜査をより一層推進するため、技能指導官等による交通事故捜査員に対する各種捜査研修等の充実に努めます。	・警察学校における巡査部長及び警部補の昇任時教養、交通専門課程の教養の機会において、交通事故捜査員、交通事故捜査員任用候補者に対する教育を充実	－	－		
	R4	民間の団体の研修に対する協力 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する各種研修に対し、積極的な協力に努めます。	民間被害者支援団体が行う支援員等養成講座のほか、検察庁、刑務所等公的機関で行っている当該職員を対象とした研修会等へ犯罪被害者支援室担当者を講師派遣 ※研修等実施回数 6回	－	－	警察本部 (警務課)	
		民間の団体の研修に対する協力 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する各種研修に対し、積極的な協力に努めます。	民間被害者支援団体が行う支援員等養成講座のほか、検察庁、刑務所等公的機関で行っている当該職員を対象とした研修会等へ犯罪被害者支援室担当者を講師派遣	－	－		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(10) P T S D対策に係る専門家の養成と関係職員への啓発 精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、P T S D対策に係る専門家の養成に努めます。 また、精神保健福祉センターが実施する研修にP T S D対策の内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉の職員等に対する啓発と研修による支援技術育成に努めます。	R4	・ P T S D対策専門研修通常コースの職員参加 (WEB) (道立精神保健福祉センター職員1名) ・ P T S D対策専門研修専門コースの職員参加 (WEB) (道立精神保健福祉センター職員3名) ・ P T S D対策専門研修犯罪・性犯罪被害者コースの職員参加 (WEB) (道立精神保健福祉センター職員1名)			地域自殺対策強化事業費	65,311 (4,200)	保健福祉部 (障がい者 保健福祉 課)
	R5	・ P T S D対策専門研修通常コースへの職員派遣 (道立精神保健福祉センター職員1名) *予定			地域自殺対策強化事業費	64,167 (3,628)	
	R4	・ 精神保健福祉センター主催による保健所職員を対象としたP T S D対策に関わる研修を開催 ※ 研修名：相談援助技術研修「トラウマケア研修」 開催日：令和4年8月22日(月) 開催 研修受講者22名			地域自殺対策強化事業費	65,311 (4,200)	保健福祉部 (障がい者 保健福祉 課)
	R5	・ 精神保健福祉センター主催による保健所職員を対象としたP T S D対策に関わる研修を開催 ※ 研修名：相談援助技術研修「トラウマケア研修」 開催日：令和5年7月28日(金) 集合開催			地域自殺対策強化事業費	64,167 (3,628)	
	R4	災害時こころのケアに関すること：胆振東部地震災害におけるこころのケア活動 (厚真町～職員のこころの相談体制整備・健康教育に係る支援) 新型コロナウイルス感染症対策におけるこころのケア：クラスター発生施設及び宿泊療養施設への支援			地域自殺対策強化事業費	65,311 (4,200)	保健福祉部 (障がい者 保健福祉 課)
	R5	必要時、管轄保健所と連携し側面的支援を行う。			地域自殺対策強化事業費	64,167 (3,628)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等			再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(1)思春期精神保健の専門家の養成 精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、思春期精神保健の専門家の養成に努めます。 また、精神保健福祉センターが実施する研修に被害者等の心理と治療・対応についての内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉関係職員への啓発と研修による支援技術育成に努めます。	R4	・こころの健康づくり対策事業「思春期精神保健対策医療従事者専門研修」への職員参加（WEB）(道立精神保健福祉センター) 職員2名)			再掲	精神保健福祉センター事業費	8,550 (3,959)	保健福祉部 (障がい者保健福祉課)
	R5	・こころの健康づくり対策事業「思春期精神保健対策医療従事者研修応用コース」への職員参加については今年度は予定なし			再掲	精神保健福祉センター事業費	7,715 (3,941)	
	R4	・精神保健福祉センター主催による保健所、市町村職員を対象とした青年期の発達障がいの理解と相談技能の向上を目的とした研修会の開催 ※ 研修名：トピック研修「発達障がい者支援事例検討会」は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策等の事情により休止。			再掲	地域自殺対策強化事業費	65,311 (4,200)	保健福祉部 (障がい者保健福祉課)
	R5	・精神保健福祉センター主催による保健所、市町村職員を対象とした青年期の発達障がいの理解と相談技能の向上を目的とした研修会の開催 ※ 実施予定なし			再掲	地域自殺対策強化事業費	64,167 (3,628)	
3 市町村・民間団体への支援等	(1)民間の団体への支援の充実 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に関する研修への講師の派遣や会場の確保等の協力に努めます。	R4	・犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等のカウンセリング等業務を委託			被害者支援カウンセラー委託費	2,528 (1264)	警察本部 (警務課)
		R5	・犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等のカウンセリング等業務を委託			被害者支援カウンセラー委託費	3,024 (1,512)	
		R4	・ホンデリングの活用、書き損じはがき等の提供、バザー開催による販売益の寄付など、民間被害者支援団体への財政支援を実施			直接支援業務委託費	298 (149)	
		R5	・ホンデリングの活用、書き損じはがき等の提供、バザー開催による販売益の寄付など、民間被害者支援団体への財政支援を実施			直接支援業務委託費	287 (144)	
		R4	・民間の支援団体が実施する事業に対する後援及び道の関係部署を通じて道民への周知			-	-	環境生活部 (道民生活課)
		R5	・民間の支援団体が実施する事業に対する後援及び道の関係部署を通じて道民への周知			-	-	
		R4	・府内職員に書き損じはがき等の提供について協力の呼びかけ及び犯罪被害者等早期援助団体への提供			-	-	
		R5	・府内職員に書き損じはがき等の提供について協力の呼びかけ及び犯罪被害者等早期援助団体への提供			-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(2)民間の団体等に関する広報等 関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。	R4	・街頭啓発活動、ホームページ・各種広報媒体を用いた広報、リーフレット等の活用、被害者支援連絡協議会等会員を通じた広報、報道機関に対する情報提供による「犯罪被害者等の置かれた状況の理解促進と支援施策取組の重要性」についての広報		-	-	-	警察本部 (警務課)
	R5	・街頭啓発活動、ホームページ・各種広報媒体を用いた広報、リーフレット等の活用、被害者支援連絡協議会等会員を通じた広報、報道機関に対する情報提供による「犯罪被害者等の置かれた状況の理解促進と支援施策取組の重要性」についての広報		-	-	-	
	R4	・道内の民間相談機関を掲載した、「北海道犯罪被害者等支援条例」周知リーフレットを市町村、関係機関・団体へ配布するとともに、道のホームページへの掲載により、道民に対して民間の被害者支援活動を広報啓発		-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	R5	・道内の民間相談機関を掲載した、「北海道犯罪被害者等支援条例」周知リーフレットを市町村、関係機関・団体へ配布するとともに、道のホームページへの掲載により、道民に対して民間の被害者支援活動を広報啓発		-	-	-	
(3)民間の団体との連携・協力の強化 被害者支援連絡協議会などの民間支援団体との連携を一層強化するとともに、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用に努めます。	R4	・民間被害者相談室や被害者支援連絡協議会等会員との合同研修や会議において、意見交換しながら連携の強化		-	-	-	警察本部 (警務課)
	R5	・民間被害者相談室や被害者支援連絡協議会等会員との合同研修や会議において、意見交換しながら連携の強化		-	-	-	
	R4	・犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るため、警察からの情報提供を始めとした犯罪被害者等早期援助団体等の積極的な運用の促進		-	-	-	警察本部 (警務課)
	R5	・犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るため、警察からの情報提供を始めとした犯罪被害者等早期援助団体等の積極的な運用の促進		-	-	-	
(4)犯罪被害者等早期援助団体に対する指導 北海道公安委員会において、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体に対する指導を適切に行います。	R4	・犯罪被害者等早期援助団体の活動内容や財政状況を確認し、適時適切な指導		-	-	-	警察本部 (警務課)
	R5	・犯罪被害者等早期援助団体の活動内容や財政状況を確認し、適時適切な指導		-	-	-	
(5)特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用 犯罪被害者等の援助を行う民間非営利団体からの法人格の取得申請に対して、特定非営利活動促進法の適切な運用、対応に努めます。	R4	・民間非営利団体である被害者支援団体からの法人格の取得申請等に対して、適切に対応		-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	R5	・民間非営利団体である被害者支援団体からの法人格の取得申請等に対して、適切に対応		-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係) (市民活動))

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	(6)預保納付金制度を用いた犯罪被害者等の支援 「振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定める法律」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業（奨学金事業、民間団体に対する助成事業）の周知に努めます。	R4 ・道民生活課ホームページ「犯罪被害者等への支援に関する情報」から金融庁及び（公財）日本財團のページへリンクにより制度の周知		-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	(7)子ども・若者育成支援についての計画に関する周知等 各市町村に対し、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、児童虐待をはじめとする「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう周知します。	R4 ・市町村が子ども・若者育成支援等についての計画を作成又は変更するに当たって相談があった場合は、「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述を含めて、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を参考にするよう助言		-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (青少年係)
	(8)地域包括支援センターによる支援 高齢者虐待の防止及び対応等について、高齢者虐待対応支援マニュアルを作成し、市町村や地域包括支援センター等の関係機関への支援に努めるほか、地域住民に対し、高齢者虐待の防止・高齢者の尊厳の保持や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	R4 ・高齢者虐待に関する理解と認識を深め、専門的な人材確保及び資質向上を図るため、高齢者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等についての研修会を開催 開催日：①在宅編：令和4年10月6日（木）※オンデマンド配信：令和4年11月1日（土）～8日（土） ②施設編：令和4年8月24日（水）※オンデマンド配信：令和4年9月12日（月）～20日（火） ③管理者編：令和5年3月20日（月）※オンデマンド配信：令和5年3月6日（月）～15日（水） 令和5年3月23日（木）～31日（金） 委託先：社会福祉法人北海道社会福祉協議会 内 容：講義、演習など 参加者対象者（市町村、地域包括支援センター、介護保険施設等）		高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費 (9,590)	19,180	保健福祉部 (高齢者保健福祉課)	
	R5 ・高齢者虐待に関する理解と認識を深め、専門的な人材確保及び資質向上を図るため、高齢者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等についての研修会を開催 開催日：①在宅編：令和5年10月30日（月）※オンデマンド配信：令和5年11月20日（月）～12月8日（金） ②施設編：令和5年8月21日（月）※オンデマンド配信：令和5年9月11日（月）～29日（金） ③管理者編：オンデマンド配信 令和5年7月26日（水）～8月18日（金） 委託先：社会福祉法人北海道社会福祉協議会 内 容：講義、演習など 参加者対象者（市町村、地域包括支援センター、介護保険施設等）		高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費 (9,388)	18,776	保健福祉部 (高齢者保健福祉課)		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	<p>(9)障がい福祉サービス事業所等への支援 障がい福祉サービスや、障害児入所・通所支援等を提供する事業所に対して、障がいのある人への虐待防止や権利擁護に関する研修等を実施するとともに、障がいのある人への虐待の事案等について、市町村と情報共有を図ります。 また、地域住民に対し、障がいのある人への虐待防止や権利擁護等についての啓発活動等を行います。</p>	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待に関する理解と認識を深め、専門的な人材確保及び資質向上を図るため、障がい者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等についての施設従事者等研修を開催 <p>※新型コロナウイルス感染症感染防止の観点からオンラインで実施 講義動画視聴期間：令和5年1月24日から令和5年2月21日まで</p> <p>内 容：事前に申込みした受講者が対象 研修資料（配付資料）をダウンロードの上、講義動画をインターネットにより各自視聴</p> <p>参 加 者：①障がい福祉サービス従事者 ②医療、幼稚園・保育園関係者、特別支援教育関係者 計3,070人</p> <p>・北海道障がい者条例の概要や道内における虐待対応状況調査の結果を報告し情報共有を行った。</p>	再掲	障がい者対策推進事業費 (北海道障がい者権利擁護センター運営事業費)	2,129 (1,065)	保健福祉部 (障がい者保健福祉課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待に関する理解と認識を深め、専門的な人材確保及び資質向上を図るため、障がい者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等についての施設従事者等研修を開催 <p>※実施回数、開催形式等については調整中</p> <p>内 容：講義、事例検討など 対 象 者：①障がい福祉サービス従事者 ②医療、幼稚園・保育園関係者、特別支援教育関係者</p>	再掲	障がい者対策推進事業費 (北海道障がい者権利擁護センター運営事業費)	2,044 (1,022)	

【重点課題】第2 損害回復・経済的支援等への取組

施策名	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R3年度実績、R4年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
1 損害賠償の請求についての援助等	<p>(1)日本司法支援センターとの連携と道民への周知 日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関する情報の周知に努めます。</p>	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等の保護・支援制度紹介パンフレット」において、「犯罪被害者支援ダイヤル」や地方事務所の連絡先・ホームページを掲載し、周知 	再掲	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等の保護・支援制度紹介パンフレット」において、「犯罪被害者支援ダイヤル」や地方事務所の連絡先・ホームページを掲載し、周知 	再掲	-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	(2)犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知 損害賠償請求制度など犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレット等への記載内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への周知に努めます。	R4	・「被害者の手引」等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレットを被害者等に配布して周知 ・街頭活動又はホームページへの掲載による制度の周知		-	-	警察本部 (警務課)
		R5	・「被害者の手引」等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレットを被害者等に配布して周知 ・街頭活動又はホームページへの掲載による制度の周知		-	-	
		R4	・犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介したパンフレットなどにより、犯罪被害者等へ周知	再掲	-	-	環境生活部 (道民生活課)
		R5	・犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介したパンフレットなどにより、犯罪被害者等へ周知	再掲	-	-	環境生活部 (道民生活係)
	(3)自賠責保険支払いの適正化等の周知 ア 交通事故相談所において、交通事故被害者の救済等に関する相談や自賠責保険等に係る相談について、適切な対応に努めます。	R4	・道の交通事故相談所において、交通事故被害者等からの自賠責保険等に係る相談に対応 ※令和4年度交通事故相談所相談件数 224件		交通事故対策事業費 (交通事故相談所運営費)	1,357 (1,357)	環境生活部 (道民生活課) (交通安全係)
		R5	・道の交通事故相談所において、交通事故被害者等からの自賠責保険等に係る相談に対応		交通安全対策推進事業費 (交通事故相談所運営費)	775 (775)	
	イ 自賠責保険等の調停を行う一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、無料の法律相談等を行う公益財団法人日弁連交通事故相談センター及びひき逃げや無保険車等の事故による被害者を救済する政府保障事業について周知に努めます。	R4	・一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、公益財団法人日弁連交通事故相談センター等の機関が掲載されたリーフレットを交通事故相談所に設置するとともに各総合振興局・振興局に配布 ・政府保証事業については、パンフレットを交通事故相談所に設置		-	-	環境生活部 (道民生活課) (交通安全係)
		R5	・一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、公益財団法人日弁連交通事故相談センター等の機関が掲載されたリーフレットを交通事故相談所に設置するとともに各総合振興局・振興局に配布 ・政府保証事業については、パンフレットを交通事故相談所に設置		-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	(4)暴力団犯罪による被害の回復の支援 暴力団犯罪の被害者への支援制度について広く道民に周知を図るとともに、公益財団法人北海道暴力追放センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会と連携して、暴力団犯罪による被害回復の支援に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・各種地域、職域暴排講演等において積極的に広報し、広く道民への周知活動を推進 ・暴力追放センターのホームページに民事訴訟支援等の被害者支援制度について掲載 ・暴排講演 299回（地域：127回、職域：172回） ・暴力追放センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会と暴力団犯罪による被害回復の支援について、定期的に意見交換会、研究会を開催 ・指定暴力団の代表者等に対する損害賠償請求制度に該当する事案が発生した場合は、警察署の担当者から同制度内容についての説明を実施 	-	-	-	警察本部 (捜査第四課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・各種地域、職域暴排講演等において積極的に広報し、広く道民への周知活動を推進 ・暴力追放センターのホームページに民事訴訟支援等の被害者支援制度について掲載 ・暴力追放センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会と暴力団犯罪による被害回復の支援について、定期的に意見交換会、研究会を開催 ・指定暴力団の代表者等に対する損害賠償請求制度に該当する事案が発生した場合は、警察署の担当者から同制度内容についての説明を実施 	-	-	-	
	(5)特殊詐欺による被害の回復の支援 特殊詐欺の被害を救済する「振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定める法律」の周知に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・道民生活課ホームページ「犯罪被害者等への支援に関する情報」から金融庁のページへリンクにより制度の周知 	-	-	-	環境生活部 (道民生活課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・道民生活課ホームページ「犯罪被害者等への支援に関する情報」から金融庁のページへリンクにより制度の周知 	-	-	-	(道民生活係)
2 経済的負担の軽減	(1)犯罪被害給付制度の適正かつ効果的な運用 犯罪被害給付制度について、犯罪被害者等に対する権利や手続きの十分な教示を行うとともに、仮給付制度の効果的な運用等、犯罪被害給付制度の支給に係る手続きを迅速かつ適正に進めるよう努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度の概要を掲載した「被害者の手引」等のパンフレットやリーフレットを配布し教示 ・道警察ホームページで制度の拡充を周知 	犯罪被害給付教示用リーフレット	25 (13)	警察本部 (警務課)	
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度の概要を掲載した「被害者の手引」等のパンフレットやリーフレットを配布し教示 ・道警察ホームページで制度の拡充を周知 	犯罪被害給付教示用リーフレット	25 (13)		
		R4	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の対象等に対し、警察本部、方面本部及び警察署に配置した犯罪被害給付の担当者が制度の適切な教示と申請受付を行い、迅速な裁定業務に努めている。 	-	-	-	
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の対象等に対し、警察本部、方面本部及び警察署に配置した犯罪被害給付の担当者が制度の適切な教示と申請受付を行い、迅速な裁定業務に努めている。 	-	-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		R4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体犯被害者に係る診断書料の公費負担 <p>※診断書料総支出件数 74件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体犯被害者に係る初診料の公費負担 <p>※初診料総支出件数 35件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体犯被害者に係る検査書料の公費負担を開始 <p>※検査書料総支出件数 5件</p>		犯罪被害者等の診断書料 犯罪被害者等の初診料 犯罪被害者等の検査書料	315 (158) 452 (226) (90) (45)	
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・身体犯被害者に係る診断書料を公費負担 <ul style="list-style-type: none"> ・身体犯被害者に係る初診料の公費負担 <ul style="list-style-type: none"> ・身体犯被害者に係る検査書料の公費負担を開始 		犯罪被害者等の診断書料 犯罪被害者等の初診料 犯罪被害者等の検査書料	149 (75) 116 (58) 75 (38)	
	(2)性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減 性犯罪・性暴力被害者の緊急避妊等に要する経費について、被害者の経済的負担の軽減が図られるよう努めるとともに、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的・精神的に極めて重い負担を強いられる性犯罪被害者の医療経費（初診料、処置料、緊急避妊料、人工妊娠中絶費用、診断書料）を公費で支出 <p>※医療経費総支出件数 81件</p>		性犯罪被害者の緊急避妊等経費	1,012 (506)	警察本部 (警務課、 捜査第一 課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的・精神的に極めて重い負担を強いられる性犯罪被害者の医療経費（初診料、処置料、緊急避妊料、人工妊娠中絶費用、診断書料）を公費で支出 		性犯罪被害者の緊急避妊等経費	995 (498)	
		R4	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、医療費（初診料、処置料、緊急避妊料、人工妊娠中絶費用、診断書料）を公費で負担。 		地域安全推進事業費 (性暴力被害者支援事業費)	12,403 (6,349)	環境生活部 (道民生活 課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、医療費（初診料、処置料、緊急避妊料、人工妊娠中絶費用、診断書料）を公費で負担。 		地域安全推進事業費 (性暴力被害者支援事業費)	11,134 (5,714)	(男女平等 参画係)
	(3)司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置 司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に係る経費について、遺族の方々の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に係る経費を公費で支出 <p>※遺体修復件 69件、遺体搬送 1件</p>		解剖後遺体修復経費 解剖後遺体搬送経費	2687 (1,344) 11 (6)	警察本部 (警務課、 捜査第一 課、交通搜 查課)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
3 居住の安定	(1)道営住宅等への優先入居等 ア 犯罪被害者等に対する道営住宅の優遇措置（一般申込者よりも当選率の引き上げ）を実施するとともに、募集パンフレットやホームページ等による入居に関する情報提供に努めます。 また、犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組の推進が図られるよう努めます。 イ 犯罪被害者等など住宅の確保に配慮を要する方々の入居を拒まない民間賃貸住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）」の供給促進を図るとともに、入居相談や入居後の見守り等を行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」の指定により、犯罪被害者等の入居支援が図られるよう努めます。	R5	・司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に係る経費を公費で支出		解剖後遺体修復経費 解剖後遺体搬送経費	2,832 (1,416) 11 (6)	
		R4	ホームページ、各種広報媒体を通じ国外犯罪被害弔慰金等支給制度について広報		-	-	警察本部 (警務課)
		R5	ホームページ、各種広報媒体を通じ国外犯罪被害弔慰金等支給制度について広報		-	-	
		R4	「被害者の手引」、ホームページ、各種広報媒体を通じ、カウンセリング費用の公費負担制度について広報		-	-	警察本部 (警務課)
		R5	「被害者の手引」、ホームページ、各種広報媒体を通じ、カウンセリング費用の公費負担制度について広報		-	-	
		R4	・道営住宅への優先入居（当選率の引き上げ）を実施 ・制度について募集パンフレットや警察署、各振興局建設指導課に備え付けてあるチラシにより、情報提供		-	-	建設部（住 宅課）
		R5	・道営住宅への優先入居（当選率の引き上げ）を実施 ・制度について募集パンフレットや警察署、各振興局建設指導課に備え付けてあるチラシにより、情報提供		-	-	
		R4	・犯罪被害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録業務 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録数（令和4年度末・道全体）16,316戸 ・家賃債務保証、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、要配慮者への生活支援などを行う法人の指定 住宅確保要配慮者居住支援法人指定数（令和4年度末）30法人 ・宅地建物取引きの法定講習会や道民ホールでのチラシ 配布による普及啓発		民間住宅等関連事業推進 費（安全・安心の住まい づくり支援事業）	7,820 (4,301)	建設部 (建築指導 課)
		R5	・犯罪被害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録業務 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録数（令和5年度末・道全体）未定 戸 ・犯罪被害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録業務及び登録促進に向けた制度説明会の開催 住宅確保要配慮者居住支援法人指定数（令和5年度末）未定 法人 ・家賃債務保証、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、要配慮者への生活支援などを行う法人の指定 ・宅地建物取引きの法定講習会や道民ホールでのチラシ 配布による普及啓発		民間住宅等関連事業推進 費（安全・安心の住まい づくり支援事業）	7,400 (4,070)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	(2)被害直後及び中期的な居住場所の確保 ア 道の児童相談所において、国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、計画的な専門職員の増員や研修を充実するなど、児童相談体制の充実に努めます。 また、児童相談所の全てに一時保護所を設置しており、子どもの状況に応じた個別支援の充実が図られるよう、子どもの心身が安定し、安心して生活することができる環境づくりに配慮します。 なお、一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。	R4 ・個別処遇が必要な児童に関しては、可能な限り環境に配慮して処遇を実施 ・一時保護委託については、児童福祉施設等を利用し、適切に運用		児童相談所及び一時保護費	666,013 (418,973)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)	
		R5 ・個別処遇が必要な児童に関しては、可能な限り環境に配慮して処遇を実施 ・一時保護委託については、児童福祉施設等を利用し、適切に運用		児童相談所及び一時保護費	653,249 (326,625)		
	イ 女性相談援助センターにおいて、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。	R4 ・女性相談援助センターにおける夜間・休日のDV相談対応を委託により実施 ※夜間・休日電話相談事業の委託：1団体		配偶者暴力被害者支援対策費	46,790 (25,013)	保健福祉部 (子ども家庭支援課) (家庭支援係)	
		R5 ・女性相談援助センターにおける夜間・休日のDV相談対応を委託により実施 ※夜間・休日電話相談事業の委託：1団体		配偶者暴力被害者支援対策費	44,018 (23,627)		
	ウ 配偶者等からの暴力（DV）被害者について、一時保護から地域における自立した生活へつながるよう、女性相談援助センターや民間シェルター等において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、入所者の心身の健康回復等に向けた心理的支援を行うほか、公営住宅をはじめとした住宅の確保に関する情報提供を行います。	R4 ・女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設などにおいて、被害者に対して、自立に向けての支援、教養、技能の指導や就労支援 ・被害者のニーズに対応するため、連絡会議を通じて関係機関との連携や情報提供 ※女性相談援助関係機関等連絡会議の開催（web開催）		女性相談援助対策事業費 女性相談援助センター管理費	17,956 (12,374) 82,285 (56,540)	環境生活部 (道民生活課) (男女平等参画係)	
		R5 ・女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設などにおいて、被害者に対して、自立に向けての支援、教養、技能の指導や就労支援 ・被害者のニーズに対応するため、連絡会議を通じて関係機関との連携や情報提供 ※女性相談援助関係機関等連絡会議の開催		女性相談援助対策事業費 女性相談援助センター管理費	18,042 (12,443) 83,481 (57,446)	保健福祉部 (子ども家庭支援課) (家庭支援係)	
		R4 ・「北海道国民健康保険事業運営に当たっての留意事項」の中で、『配偶者等からの暴力の被害者に係る取扱い』について、各市町村保険者あて周知。 ※R4.6.1施行		-	-	保健福祉部 (国保医療課)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		R5	・「北海道国民健康保険事業運営に当たっての留意事項」の中で、『配偶者等からの暴力の被害者に係る取扱い』について、各市町村保険者あて周知。 ※R5.5.31施行		-	-	
	エ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住場所が確保できない場合やストーカー・配偶者等からの暴力事案の被害者等の一時避難などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費に関し、被害者等の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。	R4	・犯罪被害者等に、一時避難に係る緊急避難場所の確保に要する経費、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費で支出 ※一時避難場所の確保に要する経費の公費負担制度運用 ストーカー・配偶者等からの暴力事案 194件 ストーカー・配偶者等からの暴力事案 194件 ※ハウスクリーニングに要する公費負担制度運用 1件		一時避難施設借上経費 ハウスクリーニング経費	3,176 (1588) 132 (66)	警察本部 (警務課、 人身安全対 策課)
		R5	・犯罪被害者等に、一時避難に係る緊急避難場所の確保に要する経費、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費で支出		一時避難施設借上経費 ハウスクリーニング経費	3,156 (1578) 39 (20)	
	(3)犯罪被害者等の生活支援策についての情報提供等の実施 犯罪被害者等に対する被害直後からの生活支援策に関し、必要に応じて関係機関等と連携しながら、情報提供等を行います。	R4	・犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介したパンフレットなどによる情報提供		-	-	環境生活部 (道民生活 課)
		R5	・犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介したパンフレットなどによる情報提供		-	-	(道民生活 係)

【重点課題】第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

施策名	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R3年度実績、R4年度実施予定等		予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
1 保健医療・福祉サービスの提供	(1)障がいを負わされた人への支援 ①交通事故による重度後遺障がい者に対する医療の充実等の周知 独立行政法人自動車事故対策機構が実施する重度後遺症障害者に対する介護料の支給や療護施設等における被害者救済対策事業等について、周知に努めます。	R4	・独立行政法人自動車事故対策機構が行う事業について、令和3年版交通安全緑書に掲載・ホームページによる周知	-	-	環境生活部 (道民生活 課) (交通 安全係)
		R5	・独立行政法人自動車事故対策機構が行う事業について、令和4年版交通安全緑書に掲載・ホームページによる周知	-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	②高次脳機能障がい者への支援の充実 地域において高次脳機能障がい者の支援が円滑に実施されるよう、医療機関における診断やリハビリテーションの取組を推進し、高次脳機能障がい者や家族に対する相談支援、支援ネットワークの構築を進めます。 また、広く道民に対し、正しい理解を深めるための普及啓発や保健所、市町村、相談機関等の相談対応者の支援技術の向上に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・支援ネットワークの構築を推進するための「高次脳機能障害者支援連絡会議」開催(R5.3)(書面開催) ・支援拠点医療機関を指定し、リハビリ指導や相談の実施及び症例検討会や研修会の開催などを行う「リハビリ支援コーディネート事業」の実施（北海道大学病院に委託） ・関係機関と連携し、地域における高次脳機能障害者へのリハビリテーションの提供や地域生活の支援を行う「リハビリ提供・地域生活支援事業」の実施（相談支援機関に委託） ・保健所において、普及啓発、相談支援、研修会・講演会等を実施 		高次脳機能障害者支援事業	11,950 (5,975)	保健福祉部 (障がい者 保健福祉 課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・支援ネットワークの構築を推進するための「高次脳機能障害者支援連絡会議」開催 ・支援拠点医療機関を指定し、リハビリ指導や相談の実施及び症例検討会や研修会の開催などを行う「リハビリ支援コーディネート事業」の実施（北海道大学病院に委託） ・関係機関と連携し、地域における高次脳機能障害者へのリハビリテーションの提供や地域生活の支援を行う「リハビリ提供・地域生活支援事業」の実施（相談支援機関に委託） ・保健所において、普及啓発、相談支援、研修会・講演会等を実施 		高次脳機能障害者支援事業	11,947 (5,974)	
	(2)性犯罪・性暴力被害者への支援 ①警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実 性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の臨床心理士資格等を有するカウンセリング専門職員の活用や、警察部外カウンセラーに対する業務委託制度の効果的な運用に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害により精神的な不調を来たした犯罪被害者等の要望に応じて、警察の臨床心理士の資格を有する心理専門官によるカウンセリング業務の実施 ・医療機関における精神療法に要する医療経費（初診料、再診料、検査料、精神科専門療法料）の公費支出 		犯罪被害者等のカウンセリング経費	36 (18)	警察本部 (警務課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害により精神的な不調を来たした犯罪被害者等の要望に応じて、警察の臨床心理士の資格を有する心理専門官によるカウンセリング業務の実施 ・医療機関における精神療法に要する医療経費（初診料、再診料、検査料、精神科専門療法料）の公費支出 		犯罪被害者等のカウンセリング経費	133 (67)	
		R4	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等早期援助団体に指定している公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道被害者相談室）に対する犯罪被害者等への電話又は面接によるカウンセリング等の業務委託 		被害者支援カウンセラー 委託費 直接支援業務委託費	2,528 (1,264) 298 (149)	警察本部 (警務課)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
②医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備 性暴力被害に關し、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備を図ります。	R5	・犯罪被害者等早期援助団体に指定している公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道被害者相談室）に対する犯罪被害者等への電話又は面接によるカウンセリング等の業務委託		被害者支援カウンセラー委託費 直接支援業務委託費	3,024 (1,512) 287 (144)	環境生活部 (道民生活課) (男女平等参画係)	
		・性暴力被害者支援センター北海道の協力病院の医療関係者を対象とした研修を実施				12,403 (6,349)	
	R5	・性暴力被害者支援センター北海道の協力病院の医療関係者を対象とした研修を実施		地域安全推進事業費 (性暴力被害者支援事業費)	56,458 (14,115)		
	R4	・「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関一覧」を作成するとともに、道ホームページに公表する等して性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等に情報提供した。 ※「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧作成について」（令和元年9月19日付け医薬第1504号）により、一覧を作成しており、公表可能な医療機関の増減があった場合は、一覧を更新し、公表している。				-	
	R5	・「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関一覧」を作成するとともに、道ホームページに公表する等し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等に情報提供する。 ※「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧作成について」（令和元年9月19日付け医薬第1504号）により、一覧を作成しており、公表可能な医療機関の増減があった場合は、一覧を更新し、公表している。		保健福祉部 (医務薬務課)	-		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	③「性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H（さくらこ））」の効果的な運用 性暴力被害者へ早い段階から切れ目がないきめ細かな支援を行うことができるよう、「性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H（さくらこ））」の提携病院や協力病院との連携等により、産婦人科医療支援体制の整備を図るとともに、パンフレットの作成・配布による相談窓口の周知や性暴力被害に対する理解促進を図ります。	R4	・多様な被害者が相談につながりやすくなるよう電話相談のほか、メール・SNS相談を実施 ・若年層を中心とした性暴力被害者支援センター北海道の認知度の向上を図るため、Web広告による広報啓発を実施 ・性暴力被害者支援センター北海道の周知用シール、ポスター及びチラシを作成し、道内の中学、高校、専門学校、大学、市町村や関係機関・関係団体に配付	再掲	地域安全推進事業費 (性暴力被害者支援事業費)	12,403 (6,349)	環境生活部 (道民生活課) (男女平等参画係)
		R5	・多様な被害者が相談につながりやすくなるよう電話相談のほか、メール・SNS相談を実施 ・若年層を中心とした性暴力被害者支援センター北海道の認知度の向上を図るため、Web広告による広報啓発を実施 ・性暴力被害者支援センター北海道のリーフレット等により、道内の中学、高校、専門学校、大学、市町村や関係機関・関係団体、医療機関等に対し周知	再掲	地域安全推進事業費 (性暴力被害者支援事業費)	11,134 (5,714)	
	(3)少年被害者への支援 ①児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 ア 児童相談所において、連絡体制の強化等により迅速に対応できる体制の確保に努めるとともに、一時保護（虐待通告）協力員を土日、祝日に配置することにより相談対応の充実に努めます。 イ 地域の子どもや家庭からの相談に365日、24時間、相談に応じるとともに、市町村や児童相談所等、関係機関との連絡調整を行う児童家庭支援センターにおいて、地域の相談支援の充実に努めます。 ウ 市町村の児童相談担当職員に対する研修の支援等、市町村への支援に努めます。	R4	・児童相談所の夜間・休日における職員の連絡体制の強化等により迅速に対応できる体制の確保 ・児童相談所保護機能・虐待通告対応機能強化事業による、一時保護（虐待通告対応）協力員の土日、祝祭日配置		児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (96,925)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		R5	・児童相談所の夜間・休日における職員の連絡体制の強化等により迅速に対応できる体制の確保 ・児童相談所保護機能・虐待通告対応機能強化事業による、一時保護（虐待通告対応）協力員の土日、祝祭日配置		児童虐待防止対策等推進事業費	179,025 (94,170)	
		R4	・児童家庭支援センター（道内8箇所に設置）による地域の相談支援		児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (69,625)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		R5	・児童家庭支援センター（道内8箇所に設置）による地域の相談支援		児童虐待防止対策等推進事業費	179,025 (94,170)	
		R4	・市町村職員を対象とした児童虐待に関する専門研修や、相談対応・相談技術向上のための研修会の開催		児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (96,925)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		R5	・市町村職員を対象とした児童虐待に関する専門研修や、相談対応・相談技術向上のための研修会の開催		児童虐待防止対策等推進事業費	179,025 (94,170)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課						
エ 嘴託医の活用等により医療機関との協力・連携を確保するとともに、医療的機能強化事業を実施し、地域の医療機関の協力を得て、被虐待児等に対する専門的技術的助言等の必要性が判断できるよう努めます。	R4 ・嘴託医の活用及び地域の医療機関による医学的見地から被虐待児童の治療の必要性に係る判断や専門的技術的助言を得るなどの連携				児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (96,925)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)						
	R5 ・嘴託医の活用及び地域の医療機関による医学的見地から被虐待児童の治療の必要性に係る判断や専門的技術的助言を得るなどの連携												
	②児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証・処遇部会において、児童虐待の死亡事例等の重大事例の検証を行います。	R4 ・北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証・処遇部会における児童虐待死亡事例等の重大事例の検証			各種審議会運営費 (北海道社会福祉審議会 (児童分科会))	1,046 (1,046)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)						
	③少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実 ア 道内全市町村で設置されている要保護児童対策地域協議会を活用するなど、市町村への相談対応等の総合的な支援に努めます。	R4 ・市町村に設置された要保護児童対策地域協議会の活用を進めるため、児童相談所職員の参画や研修の実施			児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (96,925)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)						
	イ 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携については、いじめ問題等対策連絡協議会等において適切な対応に努めます。	R4 ・「北海道いじめ問題対策連絡協議会」及び「地域いじめ問題等対策連絡協議会」における、いじめの防止等の問題に対応するための施策や取組の協議 ※北海道いじめ問題対策連絡協議会は令和4年11月実施		再掲	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)						
	R5 ・「北海道いじめ問題対策連絡協議会」及び「地域いじめ問題等対策連絡協議会」における、いじめの防止等の問題に対応するための施策や取組の協議 ※北海道いじめ問題対策連絡協議会は令和5年11月実施予定		再掲	-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)						
	R4 ・各管内における「生徒指導研究協議会」の開催及びいじめや不登校等の対策、子どもを健やかに育てるための学校、家庭、地域、関係機関等による実効性のある連携の在り方などについて研究協議				-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)						
	R5 ・各管内における「生徒指導研究協議会」の開催及びいじめや不登校等の対策、子どもを健やかに育てるための学校、家庭、地域、関係機関等による実効性のある連携の在り方などについて研究協議												

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
④少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等 ア スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業等、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備や関係機関との連携を促進するなど、学校における教育相談体制の充実に努めます。 また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立てたり、スクールソーシャルワーカーが社会福祉等の様々な環境に働きかけたりするなど、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。 イ 北海道生徒指導連絡会議や校内研修において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる研修を実施するなど教職員の資質の向上に努めます。 ウ 北海道生徒指導連絡会議や集団カウンセリング研修会等生徒指導に関する研修における教育相談の研修に犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー活用事業によるスクールカウンセラーの配置（1307校（小672、中417、義務教育16、中等1、特支17、高184）） ・要望に応じた道立学校へのスクールカウンセラーの派遣による、児童生徒に対する集中的な教育相談やカウンセリング技術向上のための教員研修の実施 ・北海道教育カウンセリングICT活用事業による、音声と映像の双方向情報通信技術を活用した心理福祉等の専門家による学校、教職員等及び児童生徒、保護者に対する指導・助言や教育相談等の支援 		いじめ対策総合推進事業費（スクールカウンセラー活用事業費）	168,331 (112,808)	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー活用事業によるスクールカウンセラーの配置（1313校（小671、中409、義務教育22、中等1、特支24、高186）） ・要望に応じた道立学校へのスクールカウンセラーの派遣による、児童生徒に対する集中的な教育相談やカウンセリング技術向上のための教員研修の実施予定 ・北海道教育カウンセリングICT活用事業による、音声と映像の双方向情報通信技術を活用した心理福祉等の専門家による学校、教職員等及び児童生徒、保護者に対する指導・助言や教育相談等の支援 		いじめ対策総合推進事業費（スクールカウンセラー活用事業費）	171,131 (115,327)	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・各管内で開催する「生徒指導研究協議会」の準則において、講師として青少年教育の分野等の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどを含む）を位置付け、教職員を対象とした研修の実施 	-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・各管内で開催する「生徒指導研究協議会」の準則において、講師として青少年教育の分野等の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどを含む）を位置付け、教職員を対象とした研修の実施予定 	-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・各管内で開催する「生徒指導研究協議会」における、いじめや暴力行為、不登校や中途退学等の未然防止や早期発見・早期対応に向けた教育相談の取組についての実践交流や事例研究による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施 ・集団カウンセリング研修会における、ピア・サポートや人間関係構築のための集団カウンセリングの演習による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施（新型コロナウィルス感染症対策により未実施） 	-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・各管内で開催する「生徒指導研究協議会」における、いじめや暴力行為、不登校や中途退学等の未然防止や早期発見・早期対応に向けた教育相談の取組についての実践交流や事例研究による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施予定 ・集団カウンセリング研修会における、ピア・サポートや人間関係構築のための集団カウンセリングの演習による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施予定 	-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の資質向上のための教員研修用動画の作成、オンデマンドによる配信による各学校等での活用促進 	-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の資質向上のための教員研修用動画の作成、オンデマンドによる配信による各学校等での活用促進 	-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	⑤被害少年が受ける精神的被害を回復するための継続的支援の推進 被害少年カウンセリングについて、広く道民に周知するとともに、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介などの継続的な支援に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・道警察ホームページにおける、警察本部少年サポートセンターの臨床心理士の資格を有する少年心理専門官の行うカウンセリングに係る情報掲載による周知 ・犯罪被害少年に対するカウンセリング、保護者及び関係者に対する助言 ・被害少年の状況に応じて、民間被害者支援団体、弁護士、医療機関等の関係機関との連携による継続的な支援 	-	-	-	警察本部 (少年課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・道警察ホームページにおける、警察本部少年サポートセンターの臨床心理士・公認心理師の資格を有する少年心理専門官の行うカウンセリングに係る情報掲載による周知 ・犯罪被害少年に対するカウンセリング、保護者及び関係者に対する助言 ・被害少年の状況に応じて、民間被害者支援団体、弁護士、医療機関等の関係機関との連携による継続的な支援 	-	-	-	
	⑥里親制度の充実 ア 児童相談所において、里親の養育援助を希望する者を登録・研修し、養育援助者を里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を実施するとともに、里親への養育負担を軽減するため、子どもの養育についての話し合いの場を設けるなど里親の養育技術等の向上に努めます。 イ 里親支援機関事業等による里親制度の普及啓発や里親の資質向上のための研修、相談・援助等、里親支援の充実に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における里親の養育援助希望者の登録・研修及び養育援助者の中親への派遣による生活支援や相談支援の実施 ・中親への養育負担を軽減するため、子どもの養育についての話し合いの場の設定など 	児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (96,925)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)	
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における里親の養育援助希望者の登録・研修及び養育援助者の中親への派遣による生活支援や相談支援の実施 ・中親への養育負担を軽減するため、子どもの養育についての話し合いの場の設定など 	児童虐待防止対策等推進事業費	179,025 (94,170)		
		R4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対する里親制度の普及啓発 ・里親の知識や養育技術向上のための研修の実施 ・里親相互の相談援助やレスパイトケア、交流促進などの支援の実施 	児童虐待防止対策等推進事業費	179,195 (96,925)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)	
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対する里親制度の普及啓発 ・里親の知識や養育技術向上のための研修の実施 ・里親相互の相談援助やレスパイトケア、交流促進などの支援の実施 	児童虐待防止対策等推進事業費	179,025 (94,170)		
2 安全の確保	(1)再被害の防止に向けた取組の推進 ①加害者に関する情報の提供 再被害防止のために必要な加害者情報が、刑事施設等から提供されるよう、当該施設等との一層円滑な連携に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所、拘置所の刑事施設等との適時連絡による犯罪被害者の再被害防止のために必要な加害者情報の提供 	-	-	-	警察本部 (警務課、 刑事企画 課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所、拘置所の刑事施設等との適時連絡による犯罪被害者の再被害防止のために必要な加害者情報の提供 	-	-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
②警察における再被害防止措置の推進 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した人の再犯防止を図るため、出所情報の提供を受け、出所後の定期的な所在確認を実施するなどの対策を行います。	R4 ・関係者からの相談等を端緒にして、加害者から再被害のおそれがあると認めた犯罪被害者等の北海道警察再被害防止要綱に定める「再被害防止対象者」の指定による、加害者からの再被害防止措置 ※再被害対象者14名（R4、3月末時点）			-		-	警察本部 (刑事企画課)
	R5 ・関係者からの相談等を端緒にして、加害者から再被害のおそれがあると認めた犯罪被害者等の北海道警察再被害防止要綱に定める「再被害防止対象者」の指定による、加害者からの再被害防止措置			-		-	
	③警察における保護対策の推進 暴力団犯罪により危害を被るおそれのある人や関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定するとともに、必要な設備資機材を関連施設に配備するなど、危害行為の未然防止措置の推進に努めます	R4 ・暴力団等から危害を被るおそれのある者の北海道警察保護対策実施要綱に定める「保護対象者」への指定による危害行為の未然防止措置 ※保護対象者52名		-		-	警察本部 (捜査第四課)
	R5 ・暴力団等から危害を被るおそれのある者の北海道警察保護対策実施要綱に定める「保護対象者」への指定による危害行為の未然防止措置 ※R5.4現在 保護対象者52名			-		-	
	R4 ・保護対象者の直近又は周辺における警戒活動従事による身辺の安全確保を行う身辺警戒員の指定（全道の捜査員から53名を指定）			-		-	警察本部 (捜査第四課)
④再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 ア 配偶者等からの暴力（DV）、人身取引及び児童虐待の被害者等の保護等に関し、連絡会議の開催等により相互に情報交換を行うなど、関係機関・団体との一層の連携に努めます。 イ 学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会を活用し、加害少年やその保護者に対する指導等の充実を図るほか、要保護児童対策地域協議会に参画するなど、再被害の防止に努めます	R4 ・本庁における女性相談援助関係機関等連絡会議の開催（web開催）、各地域における地域連絡会議の開催による関係機関・団体との連携や情報交換			配偶者暴力被害者支援対策費	46,790 (25,013)	環境生活部 (道民生活課)（男女）	
	R5 ・本庁における女性相談援助関係機関等連絡会議の開催、各地域における地域連絡会議の開催による関係機関・団体との連携や情報交換			配偶者暴力被害者支援対策費	44,018 (23,627)	保健福祉部 (子ども家庭支援課) /家庭支援課	
	R4 ・道開催の配偶者暴力事案関係機関連絡会議や札幌市児童相談所、北海道立の各児童相談所との連絡会議出席による情報交換			-	-	-	警察本部 (人身安全対策課)
	R5 ・道開催の配偶者暴力事案関係機関連絡会議や札幌市児童相談所、北海道立の各児童相談所との連絡会議出席による情報交換 ・児童相談所職員との連携強化を図るために臨検・捜索合同研修の実施			-	-	-	
	R4 ・児童生徒の健全育成を図るため、学校教育指導や各種会議等を通して、警察や児童相談所等の関係機関との連携の在り方についての指導・助言			-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
	R5 ・児童生徒の健全育成を図るため、学校教育指導や各種会議等を通して、警察や児童相談所等の関係機関との連携の在り方についての指導・助言			-	-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
⑤ストーカー事案への適切な対応 ストーカー事案の被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護等を行い、関係機関等と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織的対応に努めます。 (2)配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待からの保護 ①一時保護所の環境の充実等 ア 道の児童相談所において、国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、計画的な専門職員の増員や研修を充実するなど、児童相談体制の充実に努めます。 また、児童相談所の全てに一時保護所を設置しており、子どもの状況に応じた個別支援の充実が図られるよう、子どもの心身が安定し、安心して生活することができる環境づくりに配慮します。 なお、一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。 イ 女性相談援助センターにおいて、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。	R4	児童相談所、教育委員会等の関係機関によって構成される「少年サポートチーム」による、犯罪等の被害にあった少年の再被害防止、加害少年やその保護者に対する指導等の実施（令和4年度は38チームを編成）	-	-	-	警察本部 (少年課)	
		R5	児童相談所、教育委員会等の関係機関によって構成される「少年サポートチーム」等による、犯罪等の被害にあった少年の再被害防止、加害少年やその保護者に対する指導等の実施	-	-	-	
	⑤ストーカー事案への適切な対応 ストーカー事案の被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護等を行い、関係機関等と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織的対応に努めます。 (2)配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待からの保護 ①一時保護所の環境の充実等 ア 道の児童相談所において、国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、計画的な専門職員の増員や研修を充実するなど、児童相談体制の充実に努めます。 また、児童相談所の全てに一時保護所を設置しており、子どもの状況に応じた個別支援の充実が図られるよう、子どもの心身が安定し、安心して生活することができる環境づくりに配慮します。 なお、一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。 イ 女性相談援助センターにおいて、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。	R4	・被害者等の一時避難に係る公費負担制度を運用して、被害者等の一時避難を支援 ※公費負担制度運用件数72件 ・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限等のための援助を実施	一時避難施設借上経費	3,176 (1588)	警察本部 (人身安全対策課)	
			・被害者等の一時避難に係る公費負担制度を運用して、被害者等の一時避難を支援 ・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限等のための援助を実施	-	一時避難施設借上経費	3,156 (1578)	
	(2)配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待からの保護 ①一時保護所の環境の充実等 ア 道の児童相談所において、国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、計画的な専門職員の増員や研修を充実するなど、児童相談体制の充実に努めます。 また、児童相談所の全てに一時保護所を設置しており、子どもの状況に応じた個別支援の充実が図られるよう、子どもの心身が安定し、安心して生活することができる環境づくりに配慮します。 なお、一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。 イ 女性相談援助センターにおいて、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。	R4	・個別処遇が必要な児童に関しては、可能な限り環境に配慮して処遇を実施 ・一時保護委託については、児童福祉施設等を利用し、適切に運用	児童相談所及び一時保護費	666,013 (418,973)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)	
			・個別処遇が必要な児童に関しては、可能な限り環境に配慮して処遇を実施 ・一時保護委託については、児童福祉施設等を利用し、適切に運用	-	児童相談所及び一時保護費	653,249 (326,625)	
	イ 女性相談援助センターにおいて、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。	R4	・女性相談援助センターにおける夜間・休日のDV相談対応を委託により実施 ※夜間・休日電話相談事業の委託：1団体	配偶者暴力被害者支援対策費	46,790 (25,013)	環境生活部 (道民生活課)（男女平等参画係）	
			・女性相談援助センターにおける夜間・休日のDV相談対応を委託により実施 ※夜間・休日電話相談事業の委託：1団体	-	配偶者暴力被害者支援対策費	44,018 (23,627)	R6.6～保健福祉部 (子ども家庭支援課)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	ウ 配偶者等からの暴力（DV）被害者について、一時保護から地域における自立した生活へつながるよう、女性相談援助センター・民間シェルター等において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、入所者の心身の健康回復等に向けた心理的支援を行うほか、公営住宅をはじめとした住宅の確保に関する情報提供を行います。 また、婦人保護施設のパンフレット等を作成・配布し、周知を図ります。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設などにおいて、被害者に対して、自立に向けての支援、教養、技能の指導や就労支援 ・被害者のニーズに対応するため、連絡会議を通じて関係機関との連携や情報提供 <p>※女性相談援助関係機関等連絡会議の開催（web開催）</p>		女性相談援助対策事業費 女性相談援助センター管理費 配偶者暴力被害者等支援事業費	17,956 (12,374) 82,285 (56,540) 65,704 -	環境生活部 (道民生活課) (男女平等参画係)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設などにおいて、被害者に対して、自立に向けての支援、教養、技能の指導や就労支援 ・被害者のニーズに対応するため、連絡会議を通じて関係機関との連携や情報提供 <p>※女性相談援助関係機関等連絡会議の開催（札幌市）</p>		女性相談援助対策事業費 女性相談援助センター管理費 配偶者暴力被害者等支援事業費	18,042 (12,443) 83,481 (57,446) 56,458 (14,115)	保健福祉部 (子ども家庭支援課) (家庭支援係)
		R4	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道国民健康保険事業運営に当たっての留意事項」の中で、『配偶者等からの暴力の被害者に係る取扱い』について、各市町村保険者あて周知。 <p>※R4.6.1施行</p>		-	-	保健福祉部 (国保医療課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道国民健康保険事業運営に当たっての留意事項」の中で、『配偶者等からの暴力の被害者に係る取扱い』について、各市町村保険者あて周知。 <p>※R5.5.31施行</p>		-	-	
	②児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 ア 児童虐待対策官を効果的に機能させ、警察学校における各種研修、警察署に対する巡回指導及び各種研修資料の作成・配布により、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識、技能の向上に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・警察学校における巡査部長及び警部補の昇任時教養、生活安全、刑事等の専門課程の教養のほか、警察本部が発出した教養資料を基にした教養を全警察署で複数回実施し、職員の児童虐待の早期発見に関する知識、対応技能を向上 		-	-	警察本部 (人身安全対策課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・警察学校における巡査部長及び警部補の昇任時教養、生活安全、刑事等の専門課程の教養のほか、警察本部が発出した教養資料を基にした教養を全警察署で複数回実施し、職員の児童虐待の早期発見に関する知識、対応技能を向上 		-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
イ 児童虐待の早期発見・早期対応を図る教職員向け資料の周知や校内研修における活用を促進とともに学校の実情に応じた相談体制の充実に努めます。 ウ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づいた取組の推進に努めます。 エ 処遇困難事例のノウハウを各児童相談所が共有し、より一層虐待への適切な対応が図られるよう、事例をフィードバックしていきます。 オ DV被害者の一時保護にあたっては、同伴する児童の保育支援や学習機会の確保など、子どもの状況に応じた支援の充実を図るとともに、児童相談所をはじめ関係機関との連携により適切な保護に努めます。	R4 イ 児童虐待の早期発見・早期対応を図る教職員向け資料の周知や校内研修における活用を促進とともに学校の実情に応じた相談体制の充実	・教職員向け資料をホームページ掲載による活用促進 ・インターネット回線を活用した教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や派遣による相談体制の充実		-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
		・教職員向け資料をホームページ掲載による活用促進 ・インターネット回線を活用した教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や派遣による相談体制の充実		-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
	R4 ウ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づいた取組の推進	・各種会議などの機会活用による、市町村教育委員会や学校に対する指針の趣旨徹底		-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
		・各種会議などの機会活用による、市町村教育委員会や学校に対する指針の趣旨徹底		-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
	R4 エ 処遇困難事例のノウハウを各児童相談所が共有し、より一層虐待への適切な対応が図られるよう、事例をフィードバックしていきます。	・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に基づいた取組の推進		-	-	-	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に基づいた取組の推進		-	-	-	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
	R4 オ DV被害者の一時保護にあたっては、同伴する児童の保育支援や学習機会の確保など、子どもの状況に応じた支援の充実を図るとともに、児童相談所をはじめ関係機関との連携により適切な保護に努めます。	・各児童相談所が対応した困難事例について、各種会議や研修の場における情報交換などによる児童相談所間での活用		-	-	-	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		・各児童相談所が対応した困難事例について、各種会議や研修の場における情報交換などによる児童相談所間での活用		-	-	-	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
	R4 オ DV被害者の一時保護にあたっては、同伴する児童の保育支援や学習機会の確保など、子どもの状況に応じた支援の充実を図るとともに、児童相談所をはじめ関係機関との連携により適切な保護に努めます。	・女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設などにおいて、被害者に対して、自立に向けての支援、教養、技能の指導や就労支援 ・被害者のニーズに対応するため、連絡会議を通じて関係機関との連携や情報提供 ※女性相談援助関係機関等連絡会議の開催（web開催）		女性相談援助対策事業費 女性相談援助センター管理費	17,956 82,179 (12,374) (56,434)	環境生活部 (道民生活課) (男女平等参画係)	
		・女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設などにおいて、被害者に対して、自立に向けての支援、教養、技能の指導や就労支援 ・被害者のニーズに対応するため、連絡会議を通じて関係機関との連携や情報提供 ※女性相談援助関係機関等連絡会議の開催（札幌市）		女性相談援助対策事業費 女性相談援助センター管理費	18,042 83,481 (12,443) (57,446)	保健福祉部 (子ども家庭支援課) (家庭支援係)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
③児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための医療施設における取組の促進 ア 児童相談所に設置する要保護児童対策連絡協議会に、医師会の参加を求め、児童虐待の早期発見等に努めます。 イ 配偶者等からの暴力（DV）の早期発見・早期対応のため、医療関係者用に作成した対応マニュアルの活用に努めます。	R4 ④高齢者虐待の防止や対応についての支援 ア 高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保や資質の向上を図るため、市町村や地域包括支援センター等の関係機関の職員の研修等を実施します。	R4	・DV被害により、児童の保護が必要な場合に、児童相談所で一時保護を実施		児童相談所及び一時保護所	666,013 (418,973)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		R5	・DV被害により、児童の保護が必要な場合に、児童相談所で一時保護を実施		児童相談所及び一時保護所費	653,249 (326,625)	
		R4	・各児童相談所が設置する要保護児童対策連絡協議会への地区医師会の参加による児童虐待の早期発見、未然防止等の取組実施		-	-	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		R5	・各児童相談所が設置する要保護児童対策連絡協議会への地区医師会の参加による児童虐待の早期発見、未然防止等の取組実施		-	-	
		R4	・医療関係者用マニュアル（配布済み）について、医療機関の求めに応じた追加配付による活用促進		-	-	環境生活部 (道民生活課)（男女）
		R5	・医療関係者用マニュアル（配布済み）について、医療機関の求めに応じた追加配付による活用促進		-	-	
		R4	・高齢者虐待に関する理解と認識を深め、専門的な人材確保及び資質向上を図るため、高齢者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等についての研修会を開催 開催日：①在宅編：令和4年10月6日（木）※オンデマンド配信：令和4年11月1日（土）～8日（土） ②施設編：令和4年8月24日（水）※オンデマンド配信：令和4年9月12日（月）～20日（火） ③管理者編：令和5年3月20日（月）※オンデマンド配信：令和5年3月6日（月）～15日（水） 令和5年3月23日（木）～31日（金） 委託先：社会福祉法人北海道社会福祉協議会 内 容：講義、演習など 参加者：①在宅編：604名 ②施設編：計881名 ③管理者編：88名 (市町村、地域包括支援センター、介護保険施設等)		高齢者対策推進費（高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費）	19,180 (9,590)	保健福祉部 (高齢者保健福祉課)
		R5	・高齢者虐待に関する理解と認識を深め、専門的な人材確保及び資質向上を図るため、高齢者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等についての研修会を開催 開催日：①在宅編：令和5年10月30日（月）※オンデマンド配信：令和5年11月20日（月）～12月8日（金） ②施設編：令和5年8月21日（月）※オンデマンド配信：令和5年9月11日（月）～29日（金） ③管理者編：オンデマンド配信 令和5年7月26日（水）～8月18日（金） 委託先：社会福祉法人北海道社会福祉協議会 内 容：講義、演習など 参加者対象者（市町村、地域包括支援センター、介護保険施設等）		高齢者対策推進費（高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費）	18,776 (9,388)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等	再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	イ 高齢者虐待の防止や対応等について、高齢者虐待対応支援マニュアルを作成し、市町村や地域包括支援センター等の関係機関への支援に努めるほか、地域住民に対し、高齢者虐待の防止・高齢者の尊厳の保持や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	<p>R4</p> <p>・高齢者虐待の傾向と発生要因、未然防止のための地域における関係者・機関に期待される役割とネットワークの重要性について理解と認識を深め、高齢者の権利擁護を図るための講演及び実践事例報告会の開催、高齢者虐待のマニュアルとなる「高齢者虐待対応事例集」の作成・参加者への配布</p> <p>「高齢者の権利擁護を考える集い」は、令和5年1月25日に開催した。 一方で、ホームページのリニューアルを契機として、これまで以上の情報提供・広報に努める</p>		人権啓発推進事業費 (地域人権啓発活動活性化事業費)	781 (0)	保健福祉部 (高齢者保健福祉課)
		<p>R5</p> <p>・高齢者虐待の傾向と発生要因、未然防止のための地域における関係者・機関に期待される役割とネットワークの重要性について理解と認識を深め、高齢者の権利擁護を図るための講演及び実践事例報告会の開催、高齢者虐待のマニュアルとなる「高齢者虐待対応事例集」の作成・参加者への配布</p> <p>「高齢者の権利擁護を考える集い」は、令和5年1月1月下旬に開催予定。</p>		人権啓発推進事業費 (地域人権啓発活動活性化事業費)	877 (0)	
	⑤障がい者虐待の防止や対応についての支援 障がい福祉サービスや、障害児入所・通所支援等を提供する事業所に対して、障がいのある人への虐待防止や権利擁護に関する研修等を実施するとともに、障がいのある人への虐待の事案等について、市町村と情報共有を図ります。 また、地域住民に対し、障がいのある人への虐待防止や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	<p>R4</p> <p>・障がい者虐待に関する理解と認識を深め、専門的な人材確保及び資質向上を図るため、障がい者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等についての施設従事者等研修を開催</p> <p>※新型コロナウイルス感染症感染防止の観点からオンラインで実施</p> <p>講義動画視聴期間：令和5年1月24日から令和5年2月21日まで</p> <p>内 容：事前に申込みした受講者が対象 研修資料（配付資料）をダウンロードの上、講義動画をインターネットにより各自視聴</p> <p>参 加 者：①障がい福祉サービス従事者 ②医療、幼稚園・保育園関係者、特別支援教育関係者 計3,070人</p> <p>・北海道障がい者条例の概要や道内における虐待対応状況調査の結果を報告し情報共有を行った。</p>	再掲	障がい者対策推進事業費 (北海道障がい者権利擁護センター運営事業費)	2,129 (1,065)	保健福祉部 (障がい者保健福祉課)
		<p>R5</p> <p>・障がい者虐待に関する理解と認識を深め、専門的な人材確保及び資質向上を図るため、障がい者虐待への対応・支援の展開や虐待防止のための体制づくり等についての施設従事者等研修を開催</p> <p>※実施回数、開催形式等については調整中</p> <p>内 容：講義、事例検討など</p> <p>対 象 者：①障がい福祉サービス従事者 ②医療、幼稚園・保育園関係者、特別支援教育関係者</p>	再掲	障がい者対策推進事業費 (北海道障がい者権利擁護センター運営事業費)	2,044 (1,022)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(3)犯罪被害者等に関する個人情報の保護等 ①犯罪被害者等に関する情報の保護 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見とマスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	R4 ①犯罪被害者等に関する情報の保護 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見とマスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	・警察による事件等の報道発表における実名発表、匿名発表の個別検討によるプライバシー保護、発表することの公益性等の事情を勘案した個別具体的に適切な発表の実施		-		-	警察本部 (広報課)
		・警察による事件等の報道発表における実名発表、匿名発表の個別検討によるプライバシー保護、発表することの公益性等の事情を勘案した個別具体的に適切な発表の実施		-		-	
	②犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等 犯罪被害者等に関する個人情報がインターネット上で拡散することによって、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、インターネットの適切な利用に関する教育・研修等の開催を通じた道民理解の促進に取り組みます。	R4 ②犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等 犯罪被害者等に関する個人情報がインターネット上で拡散することによって、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、インターネットの適切な利用に関する教育・研修等の開催を通じた道民理解の促進に取り組みます。	・防犯講話、非行防止教室、薬物乱用防止教室、サイバー防犯講話などを通じて、犯罪被害者等の個人情報がインターネット上で拡散しないようインターネットの適切な利用に関する道民理解を促進 ※講話実施回数 2, 145回		-	-	警察本部 (サイバーセキュリティ対策本部)
		R5 ②犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等 犯罪被害者等に関する個人情報がインターネット上で拡散することによって、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、インターネットの適切な利用に関する教育・研修等の開催を通じた道民理解の促進に取り組みます。	・防犯講話、非行防止教室、薬物乱用防止教室、サイバーセキュリティセミナーなどを通じて、犯罪被害者等の個人情報がインターネット上で拡散しないようインターネットの適切な利用に関する道民理解を促進		-	-	
		R4 ②犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等 犯罪被害者等に関する個人情報がインターネット上で拡散することによって、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、インターネットの適切な利用に関する教育・研修等の開催を通じた道民理解の促進に取り組みます。	・青少年のSNS利用に起因したトラブル等を防止するため、啓発ポスターを作成し、道内全ての中学校・高校に配布した（約1,300部作成、R5.3月配布）ほか、青少年が安全・安心にインターネットを利用するため、保護者向けのオンライン研修会を開催し、保護者の知識向上を図った。	再掲	人権啓発推進事業費 (地域人権啓発活動活性化事業費)	233 (0)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		R5 ②犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等 犯罪被害者等に関する個人情報がインターネット上で拡散することによって、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、インターネットの適切な利用に関する教育・研修等の開催を通じた道民理解の促進に取り組みます。	・青少年のSNS利用に起因したトラブル等を防止するため、パネル展等の広報啓発を実施するほか、保護者向けの研修会を開催予定（開催時期未定）。	再掲	人権啓発推進事業費 (地域人権啓発活動活性化事業費)	183 (0)	
	③犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」等に基づき、立入検査等を通じ、医療機関や保険者に対し必要な指導を実施します。 さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあつた医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行います。	R4 ③犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」等に基づき、立入検査等を通じ、医療機関や保険者に対し必要な指導を実施します。 さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあつた医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行います。	・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成29年5月1日付け医薬第445号）等に基づき、立入検査等を通じ、医療機関や保険者に対し適切に対応した。 ・また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正について」（令和5年(2023年)3月31日付け医薬第3069号）を医療機関や関係団体に対し周知した。 ・個人情報の取扱いを含めた医療相談について、相談者等に対し、必要に応じ、助言等を行った。		-	-	保健福祉部 (医務薬務課)
		R5 ③犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正について」（令和5年(2023年)3月31日付け医薬第3069号）等に基づき、立入検査等を通じ、医療機関や保険者に対し適切に対応する。 ・個人情報の取扱いを含めた医療相談について、相談者等に対し、必要に応じ、助言等を行う。			-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
④犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施 被害者が特定されないよう工夫した上で、路上強盗、ひったくり等の発生地点をマッピングした犯罪発生マップやオープンデータ化した犯罪発生情報をウェブサイト上に掲載するほか、事件発生情報や防犯対策情報等の地域安全情報をメールやツイッター、電光掲示板付自動販売機等の広報媒体を効果的に活用し、タイムリーできめ細やかな情報の提供に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・道警ホームページのトップページ上に「安全な暮らし」のタブを掲載し、各種防犯関連情報を掲載 ・地域安全情報メール配信システム（ほくとくん防犯メール）を運用し、「子供被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」及び「お知らせ情報」を電子メールにより配信することにより、犯罪被害の防止や防犯対策に資する情報を提供 ※ほくとくん防犯メール 登録件数209, 422件、配信情報3, 643件（令和4年中） ・交番・駐在所で発行するミニ広報紙や、「ツイッター」による防犯情報の発信など、地域住民に対する防犯対策、事件事故発生時のタイムリーな情報提供 ※ツイッターフォロワー数48, 744人 ツイッター配信情報数437件（令和4年中） ※Y a h o o ! 防災速報 配信情報数339件（令和4年中） ・北海道警察防犯アプリケーション「ほくとポリス」の運用を開始し、（令和4年10月）地図情報と連動した犯罪発生情報、不審者情報及び特殊詐欺関連情報を提供 ※アプリンストール数9, 405件（令和4年中） 	-	-	-	警察本部 (生活安全企画課)	
	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・道警ホームページのトップページ上に「安全な暮らし」のタブを掲載し、各種防犯関連情報を掲載 ・地域安全情報メール配信システム（ほくとくん防犯メール）を運用し、「子供被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」及び「お知らせ情報」を電子メールにより配信することにより、犯罪被害の防止や防犯対策に資する情報を提供 ・交番・駐在所で発行するミニ広報紙や、「ツイッター」による防犯情報の発信など、地域住民に対する防犯対策、事件事故発生時のタイムリーな情報提供 ・北海道警察防犯アプリケーション「ほくとポリス」を運用し、地図情報と連動した犯罪発生情報、不審者情報及び特殊詐欺関連情報を提供 	-	-	-		
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	(1)職員等に対する研修の充実等 ア 警察学校における、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる研修、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教養・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領や性犯罪被害者への支援要領等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を行い、二次被害の防止に努めます。	R4	警察学校における巡査部長及び警部補の昇任時教養、各専門課程教養、各警察署に対する巡回教養の機会に、犯罪被害者等支援の重要性及びその要領、民間被害者支援団体との連携要領等、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養の実施 ※犯罪被害者支援教養受講者数延べ1, 089人		性犯罪捜査担当者カウンセリング研修会講師謝金	12 (6)	警察本部 (警務課)
		R5	警察学校における巡査部長及び警部補の昇任時教養、各専門課程教養、各警察署に対する巡回教養の機会に、犯罪被害者等支援の重要性及びその要領、民間被害者支援団体との連携要領等、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養の実施		性犯罪捜査担当者カウンセリング研修会講師謝金	12 (6)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課	
イ 配偶者等からの暴力事案を取り扱う職員に対する実務能力の向上のための学校教養や実戦的訓練を継続的に実施するとともに、同職員向けたタイムリーな教養資料等の発出に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・警察本部又は方面本部の担当者を警察署や警察学校へ派遣し、被害者が来署した場合の対応について警察署員や警察学校の専科生を対象としたロールプレイング方式の実践的訓練の実施 ・教養資料の発出 		-	-	-	警察本部 (人身安全 対策課)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・警察本部又は方面本部の担当者を警察署や警察学校へ派遣し、被害者が来署した場合の対応について警察署員や警察学校の専科生を対象としたロールプレイング方式の実践的訓練の実施 ・教養資料の発出 						
	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局、道警察本部、道教育委員会の犯罪被害者等の支援に携わる職員等を対象とした「犯罪被害者等支援職員研修会」の開催 開催日：令和4年7月15日 内 容：オンライン開催 参加者55名 		再掲	<ul style="list-style-type: none"> 総務費職場研修費 (各部研修) 		環境生活部 (道民生活 課) (道民生活 係)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局、道警察本部、道教育委員会の犯罪被害者等の支援に携わる職員等を対象とした「犯罪被害者等支援職員研修会」の開催 			<ul style="list-style-type: none"> 総務費職場研修費 (各部研修) 			
	R4	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故相談所の相談員の資質向上のため、国交省が実施する研修に参加 ※Web開催 4名参加（令和4年12月～令和5年1月） 		-	-	-	環境生活部 (道民生活 課) (交通 安全係)	
		<ul style="list-style-type: none"> 交通事故相談所の相談員の資質向上のため、国が実施する研修に参加予定 						

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等			再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
才 精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、思春期精神保健の専門家の養成に努めます。 また、精神保健福祉センターが実施する研修に被害者等の心理と治療・対応についての内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉関係職員への啓発と研修による支援技術育成に努めます。	<p>R4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくり対策事業「思春期精神保健対策医療従事者専門研修」への職員参加（WEB）（道立精神保健福祉センター職員2名） <p>R5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくり対策事業「思春期精神保健対策医療従事者研修応用コース」への職員参加（道立精神保健福祉センター職員1名） <p>R4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター主催による保健所、市町村職員を対象とした青年期の発達障がいの理解と相談技能の向上を目的とした研修会の開催 ※ 研修名：トピック研修「発達障がい者支援事例検討会」は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策等の事情により休止。 <p>R5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター主催による保健所、市町村職員を対象とした青年期の発達障がいの理解と相談技能の向上を目的とした研修会の開催 ※ 実施予定なし 	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>	<p>精神保健福祉センター事業費</p> <p>精神保健福祉センター事業費</p> <p>地域自殺対策強化事業費</p> <p>地域自殺対策強化事業費</p>	<p>8,550 (3,959)</p> <p>7,715 (3,941)</p> <p>65,311 (4,200)</p> <p>64,167 (3,628)</p>	<p>保健福祉部 (障がい者保健福祉課)</p> <p>保健福祉部 (障がい者保健福祉課)</p> <p>保健福祉部 (障がい者保健福祉課)</p> <p>保健福祉部 (障がい者保健福祉課)</p>			
力 民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、守秘義務遵守について指導します。	R4	民生委員法に定める民生委員（都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱）に対し、守秘義務の遵守等職務上必要な知識を習得することを目的とした「民生委員児童委員研修会」を開催 ※ 1 民生委員児童委員初任者研修 研修内容：講義「民生委員児童委員の基本的役割について」等 出席者：集合型 1,743名 2 民生委員児童委員専門研修 研修内容：講義「民生委員児童委員活動の現状と課題」等 出席者：集合型 1,000名 動画配信 396名		地域福祉推進事業費（民生委員関係経費）	8,090 (4,045)	保健福祉部 (地域福祉課)		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等	再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		<p>R5 民生委員法に定める民生委員（都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱）に対し、守秘義務の遵守等職務上必要な知識を習得することを目的とした「民生委員児童委員研修会」を開催</p> <p>※1 民生委員児童委員初任者研修 研修内容：講義「民生委員児童委員の基本的役割について」等 出席者：約300名</p> <p>2 民生委員児童委員専門研修 研修内容：講義「これからの民生委員児童委員活動について」等 出席者：約3,100名</p>		地域福祉推進事業費（民生委員関係経費）	6,253 (3,127)	
	キ 配偶者からの暴力（DV）被害者に適切に対応するため、女性相談援助センターの婦人相談員等を厚生労働省が実施する全国婦人相談員・心理判定員研究協議会等に派遣するほか、全道の婦人相談員等を対象として、婦人保護事業に関する研修の実施に努めます。	<p>R4 ・全国婦人相談員・心理判定員研究協議会への婦人相談員等の派遣 ・全道の婦人相談員等を対象とした研修会の実施 ※全道セミナー（web開催）令和5年1月開催</p> <p>R5 ・全国婦人相談員・心理判定員研究協議会への婦人相談員等の派遣 ・全道の婦人相談員等を対象とした研修会の実施</p>		女性相談援助センター管理費 配偶者暴力被害者支援対策費	82,285 (56,540) 46,790 (25,013)	環境生活部（道民生活課）（男女平等参画係）
	ク 性犯罪被害者（男性やLGBTの方の性被害における被害者を含む。）の心情及び障害者の特性に配意した捜査や被害者支援を推進するため、捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施します。	<p>R4 ・性犯罪捜査研修会等において、専門的知見を有する講師による講義を実施</p> <p>R5 ・性犯罪捜査研修会等において、専門的知見を有する講師による講義を実施</p>		性犯罪捜査担当者カウンセリング研修会講師謝金	12 (6)	警察本部（警務課、捜査第一課）

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
ケ 被害児童の支援及び聴取に当たる担当者等に対し、被害児童支援の知識及び被害児童の負担軽減の配意等に関する研修を行い、信用性の高い供述を確保するための聴取方法についての指導、教養を実施し、捜査員の聴取技能の向上に努めます。	R4	・被害児童の支援及び聴取に当たる捜査担当者に対し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情への配意に関する研修や警察学校における講義（心理学知見教養、司法面接教養）の実施による聴取技能の向上 ※心理学知見教養受講者 323人 ※司法面接教養受講者 62人		—	—	—	警察本部 (刑事企画課)
	R5	・被害児童の支援及び聴取に当たる捜査担当者に対し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情への配意に関する研修や警察学校における講義（心理学知見教養、司法面接教養）の実施による聴取技能の向上		—	—	—	
(2)女性警察官の配置等 警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置や実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体やワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化など、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を推進します。	R4	・警察本部、方面本部、警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置 ・男性女性双方の警察官を性犯罪指定捜査員として運用し、性犯罪被害者の希望に応じた性別の捜査員により対応 ※性犯罪指定捜査員 380人		—	—	—	警察本部 (捜査第一課)
	R5	・警察本部、方面本部、警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置 ・男性女性双方の警察官を性犯罪指定捜査員として運用し、性犯罪被害者の希望に応じた性別の捜査員により対応 ※性犯罪指定捜査員 383人		—	—	—	
	R4	行政機関、民間被害者支援団体等の関係機関・団体への働きかけによる性犯罪被害者の支援体制の充実		—	—	—	警察本部 (警務課)
	R5	行政機関、民間被害者支援団体等の関係機関・団体への働きかけによる性犯罪被害者の支援体制の充実		—	—	—	
	R4	・各警察署における犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう「相談室」の環境づくり ・犯罪被害者等のプライバシーの保護等に配慮した被害者支援車両の活用		—	—	—	警察本部 (警務課)
(3)警察における犯罪被害者等のための施設の改善 被害者等に事情聴取等を行う際に、その心情に配慮した適切な環境づくりに配意し、被害児童からの事情聴取に当たっては、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組や聴取の場所・回数・方法等に配慮した取組を推進します。	R5	・各警察署における犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう「相談室」の環境づくり ・犯罪被害者等のプライバシーの保護等に配慮した被害者支援車両の活用		—	—	—	

【重点課題】第4 刑事手続への関与拡充への取組

施策名	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R3年度実績、R4年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
1 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等	(1)日本司法支援センターとの連携と道民への周知 日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関する情報の周知に努めます。	R4	・「犯罪被害者等の保護・支援制度紹介パンフレット」において、「犯罪被害者支援ダイヤル」や地方事務所の連絡先・ホームページを掲載し、周知	再掲	—	—	環境生活部 (道民生活課)
		R5	・「犯罪被害者等の保護・支援制度紹介パンフレット」において、「犯罪被害者支援ダイヤル」や地方事務所の連絡先・ホームページを掲載し、周知	再掲	—	—	(道民生活係)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	(2)被害の届出の迅速・確実な受理 被害の届出に対しては、被害者・道民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理するとともに、被害の届出を受理しなかったものについては、不受理事件報告を作成し、所属長まで報告して管理するよう努めます。	R4	・被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時に受理し、被害の届出を受理しなかったものについては、所属長まで報告し組織的管理	-	-	-	警察本部 (刑事企画課)
		R5	・被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時に受理し、被害の届出を受理しなかったものについては、所属長まで報告し組織的管理	-	-	-	
	(3)医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進 ア 性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供し、証拠採取等の促進を図ります。	R4	・性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H（さくらこ））と連携し、その協力産婦人科病院における性犯罪被害者からの証拠採取体制を確立 ・その他の産婦人科病院に対しても協力を得て、性犯罪被害者からの資料採取を促進	-	-	-	警察本部 (捜査第一課)
		R5	・性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H（さくらこ））と連携し、その協力産婦人科病院における性犯罪被害者からの証拠採取体制を確立 ・その他の産婦人科病院に対しても協力を得て、性犯罪被害者からの資料採取を促進	-	-	-	
	イ 警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進めます。	R4	・協力医療機関として、全道で13院の医療機関から性犯罪証拠採取キット整備の協力を得ている。	-	-	-	警察本部 (捜査第一課)
		R5	・協力医療機関として、全道で13院の医療機関から性犯罪証拠採取キット整備の協力を得ている。	-	-	-	
	(4)証拠物件の適正な返却又は処分の推進 証拠物件が滅失、毀損(きそん)、変質、変形、混合又は散逸することのないよう注意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察官と連携し、捜査上留置の必要がないことが明らかと認められる証拠物件については、犯罪被害者等の意思を尊重し、早期還付、還付公告、廃棄処分を実施	R4	・捜査上留置の必要がないことが明らかと認められる証拠物件については、犯罪被害者等の意思を尊重し、早期還付、還付公告、廃棄処分を実施	-	-	-	警察本部 (刑事企画課、交通捜査課)
		R5	・捜査上留置の必要がないことが明らかと認められる証拠物件については、犯罪被害者等の意思を尊重し、早期還付、還付公告、廃棄処分を実施	-	-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(5)刑事の手続等に関する情報提供の充実 ア 刑事に関する手続や少年保護事件の手続、犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。	R4	・北海道警察被害者連絡制度に定める身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族に、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度が掲載された「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」や「リーフレット」を、事件又は事故発生の初期段階に配布し、各種情報の早期提供に努めている ・身体犯事件被害者の手引に音声コードを導入し、視覚障害者や高齢者にも広く情報提供が図れるよう内容を充実した		被害者の手引き印刷費 (身体用)	29 (15)	警察本部 (刑事企画 課、交通捜 査課)	
				被害者の手引き（交通事故用）	67 (34)		
	R5	・北海道警察被害者連絡制度に定める身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族に、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度が掲載された「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」や「リーフレット」を、事件又は事故発生の初期段階に配布し、各種情報の早期提供に努めている ・身体犯事件被害者の手引に音声コードを導入し、視覚障害者や高齢者に対し広く情報提供に努めている		危機介入用リーフレット	28 (14)		
				被害者の手引き印刷費 (身体用)	55 (28)		
	R4	・犯罪被害者等の保護・支援制度についての啓発パンフレットにより情報提供	再掲	被害者の手引き（交通事故用）	54 (27)		
				危機介入用リーフレット	21 (11)		
	R5	・犯罪被害者等の保護・支援制度についての啓発パンフレットにより情報提供	再掲	-	-	環境生活部 (道民生活 課)（道民 生活係）	
				-	-		
イ 検視や司法解剖の必要性、遺体修復、搬送などの検視業務について、パンフレット等を作成・活用し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めます。	R4	・検視業務に対する遺族の理解を得るため、検視等の必要性や手続等についての説明など、適切な遺族対応に努める ・遺体修復が必要な場合は、遺族に遺体修復の趣旨や方法を説明し、同意を得た上で実施		-	-	警察本部 (捜査第一 課)	
	R5	・検視業務に対する遺族の理解を得るため、検視等の必要性や手続等についての説明など、適切な遺族対応に努める ・遺体修復が必要な場合は、遺族に遺体修復の趣旨や方法を説明し、同意を得た上で実施		-	-		
ウ 外国人犯罪被害者等に配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布するように努めます。	R4	・外国人被害者に対しては、データ化してある外国5か国語（英語、ロシア語、中国語、韓国語、ベトナム語）の「被害者の手引」の中から理解可能な言語を印刷・配布し各種情報提供		-	-	警察本部 (警務課、 刑事企画 課、交通捜 査課)	
	R5	・外国人被害者に対しては、データ化してある外国5か国語（英語、ロシア語、中国語、韓国語、ベトナム語）の「被害者の手引」の中から理解可能な言語を印刷・配布し各種情報提供		-	-		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	エ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口に犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省等関係省庁へリンクを貼り、情報提供に努めます。	R4	・検察庁が令和4年3月に発行した「犯罪被害者の方々へ」（日本語版及び英語版）を道民生活課内及び北海道被害者相談室において常備 ・道のホームページから法務省のページへリンクにより情報提供	再掲	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	・検察庁が令和5年3月に発行した「犯罪被害者の方々へ」（日本語版及び英語版）を道民生活課内及び北海道被害者相談室において常備 ・道のホームページから法務省のページへリンクにより情報提供	再掲	-	-	
	(6)捜査に関する適切な情報提供 捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報提供に努めます。	R4	・北海道警察被害者連絡制度に定める身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族に対して適時適切に捜査状況等の情報提供を実施		-	-	警察本部 (刑事企画課、交通捜査課)
		R5	・北海道警察被害者連絡制度に定める身体犯事件被害者、交通事故事件被害者又はその遺族に対して適時適切に捜査状況等の情報提供を実施		-	-	
	(7)判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実 再被害防止のために必要な加害者情報が、刑事施設等から提供されるよう、当該施設等との一層円滑な連携に努めます。	R4	・刑務所、拘置所の刑事施設等との適時連絡による犯罪被害者の再被害防止のために必要な加害者情報の提供		-	-	警察本部 (警務課、刑事企画課)
		R5	・刑務所、拘置所の刑事施設等との適時連絡による犯罪被害者の再被害防止のために必要な加害者情報の提供		-	-	

【重点課題】第5 道民及び事業者の理解増進等

施策名	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R3年度実績、R4年度実施予定等			予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
1 道民の理解の増進	(1)道民に対する普及啓発の推進 ①「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な普及啓発の実施 「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）及び「北海道犯罪被害を考える日」（11月25日）において、国の取組と連携し、重点的な普及啓発に努めます。	R4	・犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体、道、各市町村、被害者支援連絡協議会等会員、弁護士会等と連携し、街頭キャンペーン、報道機関や各種広報媒体を活用した広報啓発活動の集中的実施		-	-	警察本部 (警務課)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等	再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	R5	・犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体、道、各市町村、被害者支援連絡協議会等会員、弁護士会等と連携し、街頭キャンペーン、報道機関や各種広報媒体を活用した広報啓発活動の集中的実施	-	-	-	
	R4	・（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、道、道警本部、検察庁、札幌弁護士会などの関係機関・団体が連携し、道民の方に犯罪被害者週間や相談窓口、犯罪被害を考える日についての啓発を実施 実施日：令和4年11月25日（金）	-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	R5	・（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、道、道警本部、検察庁、札幌弁護士会などの関係機関・団体が連携し、道民の方に犯罪被害者週間や相談窓口、犯罪被害を考える日についての啓発を実施 実施日：令和5年11月予定	-	-	-	
	R4	・「北海道犯罪被害者等支援条例」及び11月25日の「北海道犯罪被害を考える日」を契機とし、周知リーフレットを研修等の機会に市町村や関係機関に配布	-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
	R5	・「北海道犯罪被害者等支援条例」及び11月25日の「北海道犯罪被害を考える日」を契機とし、周知リーフレットを研修等の機会に市町村や関係機関に配布	-	-	-	
	R4	・道警本部、教育庁及び札幌市と共に、北海道犯罪被害者等支援条例の趣旨を周知することにより犯罪被害者等に対する理解を深めることを目的に、「北海道犯罪被害者等支援フォーラム」を開催 開催日：令和5年12月1日 場 所：オンライン開催 参会者83名	-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等	再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		<p>R5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道警本部、教育庁及び札幌市と共に、北海道犯罪被害者等支援条例の趣旨を周知することにより犯罪被害者等に対する理解を深めることを目的に、「北海道犯罪被害者等支援フォーラム」を開催 	-	-	-	
		<p>R4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道犯罪被害を考える日」の関連行事として、北海道弁護士会連合会と共に、「犯罪被害者のための無料相談会」を開催 <p>※無料面接相談 相談日：令和4年11月25(金)～12月8日(木) 場 所：函館会場、旭川会場、北見会場及び帯広会場(いずれも弁護士による面接相談)</p>	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)	
		<p>R5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道犯罪被害を考える日」の関連行事として、北海道弁護士会連合会と共に、「犯罪被害者のための無料相談会」を開催 	-	-	-	
②犯罪被害者等施策の関係する特定期間における普及啓発の実施 ア 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配意した啓発事業の展開や、交通事故相談所等における被害者救済対策の周知に努めます。 また、「飲酒運転根絶の日」（7月13日）に、道及び道民が一体となって、飲酒運転の根絶に関する理解と関心を深めるための取組を実施します。	R4	・4期40日の交通安全運動期間を中心に、交通事故相談所等における被害者救済対策の周知	-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (交通安全係)
	R5	・4期40日の交通安全運動期間を中心に、交通事故相談所等における被害者救済対策の周知	-	-	-	
	R4	・「飲酒運転根絶の日」に全道14ヶ所で決起大会等を開催し、道民と一体となって、飲酒運転を根絶するための取組を実施		交通安全対策推進事業費 (北海道交通安全推進委員会補助金) ※補助事業の一部	60,730 (60,730)	
	R5	・「飲酒運転根絶の日」に全道14ヶ所で決起大会等を開催し、道民と一体となって、飲酒運転を根絶するための取組を実施		交通安全対策推進事業費 (北海道交通安全推進委員会補助金) 等※補助事業の一部	60,918 (60,918)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	イ 「人権週間」（12月4日～10日）に連動し、犯罪被害者等の人権保護等に関する啓発活動に努めます。	R4	・人権週間（12月4日～10日）に実施したパネル展において、犯罪被害者支援のパネルやリーフレットにより、人権啓発活動を実施 ※実施日：令和4年12月6日～12月7日 場 所：道庁1階 A展示場 予定	-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	・人権週間（12月4日～10日）に実施したパネル展において、犯罪被害者支援のパネルやリーフレットにより、人権啓発活動を実施 ※実施日：令和5年12月4日～5日 予定 場 所：道庁1階 A展示場 予定	-	-	-	
	ウ 国においては、毎年11月を「児童虐待防止月間」と位置づけており、児童虐待防止のための広報啓発活動に取り組んでいることから、道においても道民への周知を図るなどの取組に努めます。	R4	・児童虐待防止推進月間である11月に、オレンジリボンキャンペーンとして、関係機関や団体等と連携して各種広報啓発活動を実施 ※取組内容：大型ビジョンを活用した広報、ポスター・リーフレット等の配布など ※児童虐待防止に関する講演会（シンポジウム）の開催（道内4ヶ所）	-	人権啓発推進事業費 (地域人権啓発活動活性化事業費)	429 (0)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		R5	・児童虐待防止推進月間である11月に、オレンジリボンキャンペーンとして、関係機関や団体等と連携して各種広報啓発活動を実施 ※取組内容：街頭啓発（札幌市内、札幌市・道警・団体等との共同実施）や大型ビジョンを活用した広報、ポスター・リーフレット等の配布など予定 ※児童虐待防止に関する講演会（シンポジウム）の開催（道内4ヶ所）予定	-	人権啓発推進事業費 (地域人権啓発活動活性化事業費)	429 (0)	
	エ 国が毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」に連動し、性犯罪・性暴力を含む女性に対する暴力を根絶するための普及啓発活動に努めます。	R4	・「女性に対する暴力をなくす運動」に連動し、当該期間中に道政広報コーナーにおけるパネル展を開催（11／21～22）したほか、HPやブログを活用した広報・啓発活動を実施	-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (男女平等参画係)
		R5	・「女性に対する暴力をなくす運動」に連動し、当該期間中にHPやブログを活用した広報・啓発活動を実施	-	-	-	
	③道民理解の増進を図るための普及啓発の実施等 犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図り、道民の協力の下に犯罪被害者等支援のための施策が行われるよう、イベント等の啓発事業を実施するなど、情報提供や普及啓発に努めます。	R4	・道警本部、教育庁及び札幌市と共に、北海道犯罪被害者等支援条例の趣旨を周知することにより犯罪被害者等に対する理解を深めることを目的に、「北海道犯罪被害者等支援フォーラム」を開催 開催日：令和5年12月1日 場 所：オンライン開催 参加者83名	-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		R5	・道警本部、教育庁及び札幌市と共に、北海道犯罪被害者等支援条例の趣旨を周知することにより犯罪被害者等に対する理解を深めることを目的に、「北海道犯罪被害者等支援フォーラム」を開催		-	-	
	④誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実 SNS等のインターネット上による犯罪被害者等へのプライバシーの侵害や誹謗中傷等の人権侵害行為が行われないよう、インターネット利用の啓発活動や情報モラルに関する教育の充実に努めます。	R4	・青少年のSNS利用に起因したトラブル等を防止するため、啓発ポスターを作成し、道内全ての中学校・高校に配布した（約1,300部作成、R5.3月配布）ほか、青少年が安全・安心にインターネットを利用するため、保護者向けのオンライン研修会を開催し、保護者の知識向上を図った。	再掲	人権啓発推進事業費（地域人権啓発活動活性化事業）	233 (0)	保健福祉部 (子ども家庭支援課)
		R5	・青少年のSNS利用に起因したトラブル等を防止するため、パネル展等の広報啓発を実施するほか、保護者向けの研修会を開催予定（開催時期未定）。	再掲	人権啓発推進事業費（地域人権啓発活動活性化事業）	183 (0)	
	⑤様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施 ア 関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。	R4	・街頭啓発活動、ホームページ・各種広報媒体を用いた広報、リーフレット等の活用、被害者支援連絡協議会等会員を通じた広報、報道機関に対する情報提供による「犯罪被害者等の置かれた状況の理解促進と支援施策取組の重要性」についての広報		-	-	警察本部 (警務課)
		R5	・街頭啓発活動、ホームページ・各種広報媒体を用いた広報、リーフレット等の活用、被害者支援連絡協議会等会員を通じた広報、報道機関に対する情報提供による「犯罪被害者等の置かれた状況の理解促進と支援施策取組の重要性」についての広報		-	-	
		R4	・道警本部、教育庁及び札幌市と共に、北海道犯罪被害者等支援条例の趣旨を周知することにより犯罪被害者等に対する理解を深めることを目的に、「北海道犯罪被害者等支援フォーラム」を開催 開催日：令和5年12月1日 場 所：オンライン開催 参会者83名		-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		R5	・道警本部、教育庁及び札幌市と共に、北海道犯罪被害者等支援条例の趣旨を周知することにより犯罪被害者等に対する理解を深めることを目的に、「北海道犯罪被害者等支援フォーラム」を開催		-	-	
		R4	・道内の民間相談機関を掲載した、「北海道犯罪被害者等支援条例」周知リーフレットを市町村、関係機関・団体へ配布するとともに、道のホームページへの掲載により、道民に対して民間の被害者支援活動を広報啓発		-	-	
		R5	・道内の民間相談機関を掲載した、「北海道犯罪被害者等支援条例」周知リーフレットを市町村、関係機関・団体へ配布するとともに、道のホームページへの掲載により、道民に対して民間の被害者支援活動を広報啓発		-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
イ 民間支援団体等と連携し、マスコミへの広報、街頭キャンペーン等各種広報・啓発活動等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている実態や警察、関係機関、民間支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動の一層の推進に努めます。	R4	・犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体、道、各市町村、被害者支援連絡協議会等会員、弁護士会等と連携し、街頭キャンペーン、報道機関や各種広報媒体を活用した広報啓発活動の集中的実施		-	-	-	警察本部 (警務課)
		・犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体、道、各市町村、被害者支援連絡協議会等会員、弁護士会等と連携し、街頭キャンペーン、報道機関や各種広報媒体を活用した広報啓発活動の集中的実施		-	-	-	
	R4	・（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、道、道警本部、検察庁、札幌弁護士会などの関係機関・団体が連携し、道民の方に犯罪被害者週間や相談窓口、犯罪被害を考える日についての啓発を実施 実施日：令和4年11月25日（金）		-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (道民生活係)
		・（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、道、道警本部、検察庁、札幌弁護士会などの関係機関・団体が連携し、道民の方に犯罪被害者週間や相談窓口、犯罪被害を考える日についての啓発を実施		-	-	-	
	R4	・道警察ホームページに掲載している犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害給付制度の拡充や北海道犯罪被害者等支援条例の施行など、必要な都度、その内容の更新・充実による道民に対する一層の周知		-	-	-	警察本部 (警務課)
		・道警察ホームページに掲載している犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害給付制度の拡充や北海道犯罪被害者等支援条例の施行など、必要な都度、その内容の更新・充実による道民に対する一層の周知		-	-	-	
	⑥犯罪被害者等に関する個人情報の保護 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見とマスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	R4	・警察による事件等の報道発表における実名発表、匿名発表の個別検討によるプライバシー保護、発表することの公益性等の事情を勘案した個別具体的に適切な発表の実施		-	-	警察本部 (広報課)
			・警察による事件等の報道発表における実名発表、匿名発表の個別検討によるプライバシー保護、発表することの公益性等の事情を勘案した個別具体的に適切な発表の実施		-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(2)児童生徒に対する人権教育の推進 ①学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進 ア 自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなど豊かな心を育むため、教員の指導力の向上を通して道徳科の授業改善を推進し、道徳教育の充実を図ります。	R4	<p>・自尊感情の醸成に向けた学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実及びICTを効果的に活用した道徳科の授業改善を促進することができるよう、本道の中核となって道徳教育を推進することが期待される教諭、市町村教育委員会職員及び各教育局道徳教育担当指導主事が参加し、講義、協議、演習等により研修を深める北海道道徳教育推進会議の実施</p> <p>※令和4年度北海道道徳教育推進会議 令和4年7月15日、令和5年1月25日 オンライン開催</p> <p>・外部講師による児童生徒を対象に行う「子どもの心に響く道徳教育推進事業」の実施</p> <p>※令和4年度子どもの心に響く道徳教育推進事業 計47校に派遣</p>		道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	23,698 (0)	教育庁 (義務教育課)	
	R5	<p>・道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の趣旨、学習指導要領の趣旨や内容等について理解を深めるとともに、道徳科の特質を生かした授業づくりについての理解を深め、実践につなげることができるよう、本道の中核となって道徳教育を推進することが期待される教諭、市町村教育委員会職員及び各教育局道徳教育担当指導主事が参加し、講義、協議、演習等により研修を深める北海道道徳教育推進会議の実施。</p> <p>※令和5年度北海道道徳教育推進会議 令和5年7月12日、令和6年1月24日 オンライン開催</p> <p>・外部講師による児童生徒を対象に行う「子どもの心に響く道徳教育推進事業」の実施</p> <p>※令和5年度子どもの心に響く道徳教育推進事業 計50校に派遣予定</p>		道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	23,698 (0)		
	R4	<p>・養護教諭の専門性を高めるとともに、児童生徒に対する個別指導や校内外の連携構築など適切な対応のための講義や協議の実施</p> <p>※1 初任段階養護教諭等研修（1年次・第1期） (第1期) 開催日：令和4年5月19日（木）、5月23日（月）、5月30日（月）、6月2日（木） 出席者：76人</p> <p>※2 初任段階養護教諭等研修（3年次） 開催日：令和4年10月5日（水）～6日（木）、11日（火）～12日（水）、18日（火）～19日（水） 24日（月）～25日（火） 出席者：70人</p> <p>※3 初任段階養護教諭等研修（5年次） 開催日：令和4年11月7日（月）、10日（木）、11月21日（月）、11月28日（月） 出席者：56人</p>		初任段階養護教諭研修費	15,867 (15,867)	教育庁 (健康・体育課)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等	再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		<p>R5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭の専門性を高めるとともに、児童生徒に対する個別指導や校内外の連携構築など適切な対応のための講義や協議の実施 ※ 1 初任段階養護教諭等研修（1年次） <ul style="list-style-type: none"> 開催日：（Ⅰ期）令和5年5月25日（木）～26日（金） （Ⅱ期）令和5年11月 出席者：95人 ※ 2 初任段階養護教諭等研修（2年次） <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年8月25日（金）、28日（月）、29日（火）30日（水） ※ 3 初任段階養護教諭等研修（3年次） <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年10月5日（木）～6日（金） ※ 4 初任段階養護教諭等研修（5年次） <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年10～11月 ※ 5 中堅養護教諭等資質向上研修 <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和6年1月 ※ 6 健康教育推進研究協議会：対面とオンラインの混合 <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年11月 		初任段階養護教諭研修費	17,295	
	イ 保健体育科や特別活動等において、児童生徒の発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康などに関する知識を身に付け、生命の尊重や自己や他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、児童生徒が性に関する問題について適切な行動をとることができるよう、性に関する指導の充実を図ります。	<p>R4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の性に関する指導力向上のため、専門家による講義や道内の優れた取組についての実践発表及び学校が保護者や関係機関と情報を共有し、学校、家庭、地域が一体となった性に関する指導が推進できるよう協議の実施 ※ 健康教育推進研究協議会：対面とオンラインの混合 <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和4年12月19日（金） 出席者：120人 <p>R5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の性に関する指導力向上のため、専門家による講義や道内の優れた取組についての実践発表及び学校が保護者や関係機関と情報を共有し、学校、家庭、地域が一体となった性に関する指導が推進できるよう協議の実施 ※ 健康教育推進研修会 <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年11月～1月予定 		健康教育推進研究協議会	916 (0,916)	教育庁 (健康・体育課)
				健康教育推進研究協議会	2,453 (2453)	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
②学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進 ア 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修、高等学校教育課程研究協議会等の研修、「高等学校教育課程編成・実施の手引」の活用、指導主事による学校教育指導等において、人権教育（道徳教育）を推進します	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・初任段階教員研修において「令和4年度学校教育の手引」による、いじめへの対応やアイヌの人たちの歴史・文化等に関する人権教育指導について研修 ・中堅教諭等資質向上研修及び学校運営研修において人権教育を含む道徳教育について研修 		初任段階教員研修費、中堅教諭等資質向上研修費、学校運営研修費	105,166 (105,166)	教育庁 (義務教育課、教職員育成課)	
	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・初任段階教員研修において「令和5年度学校教育の手引」による、いじめへの対応やアイヌの人たちの歴史・文化等に関する人権教育指導について研修 ・中堅教諭等資質向上研修及び学校運営研修において人権教育を含む道徳教育について研修 		初任段階教員研修費、中堅教諭等資質向上研修費、学校運営研修費	100,735 (100,735)		
	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度「高等学校教育課程編成・実施の手引」における指導事例等の掲載による指導の充実 ・令和4年度「高等学校教育課程編成・実施の手引」の北海道教育委員会のウェブページへの掲載による普及・啓発 ・指導主事による学校教育指導における指導・助言による指導の充実 		-	-	教育庁 (高校教育課)	
	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度「高等学校教育課程編成・実施の手引」における指導事例等の掲載による指導の充実 ・令和5年度「高等学校教育課程編成・実施の手引」の北海道教育委員会のウェブページへの掲載による普及・啓発 ・指導主事による学校教育指導における指導・助言による指導の充実 		-	-		
	R4	<p>北海道高等学校教育課程研究協議会における説明等による人権教育の推進 ※令和4年度北海道高等学校教育課程研究協議会 開催日：令和4年12月8日（道央会場、道南会場、道北会場、道東会場） 内 容：説明・講演・協議 参加者：公・私立高等学校の校長、副校長、教頭及び教諭並びに道及び市町村教育委員会の指導主事322名（4会場合計）</p>		高等学校教育課程研究協議会	26,311 (26,311)	教育庁 (高校教育課)	
	R5	<p>北海道高等学校教育課程研究協議会における説明等による人権教育の推進 ※令和5年度北海道高等学校教育課程研究協議会 開催日：令和5年12月15日（道央会場、道南会場、道北会場、道東会場） 内 容：説明・講演・協議 参加者：公・私立高等学校の校長、副校長、教頭及び教諭並びに道及び市町村教育委員会の指導主事322名（4会場合計）</p>		高等学校教育課程研究協議会	12,757 (12,757)		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	イ 教育課程の編成・実施に伴う諸課題について協議を行う教育課程研究協議会や指導主事による学校教育指導等により、人権教育（道徳教育）にかかる指導資料の活用を促します。	R4	・教育課程の編成・実施に伴う諸課題について協議を行う教育課程改善協議会を兼ねた北海道道徳教育推進会議や指導主事による学校教育指導等における人権教育（道徳教育）にかかる指導資料の活用 ※令和4年度北海道道徳教育推進会議 令和4年7月15日、令和5年1月25日 オンライン開催		道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	23,698	教育庁 (義務教育課)
		R5	・教育課程の編成・実施に伴う諸課題について協議を行う教育課程改善協議会を兼ねた北海道道徳教育推進会議や指導主事による学校教育指導等における人権教育（道徳教育）にかかる指導資料の活用 ※令和5年度北海道道徳教育推進会議 令和5年7月12日、令和6年1月24日 オンライン開催		道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	23,698	
		R4	・学習指導要領の一部改正の趣旨を踏まえた道徳教育の改善・充実のため「道徳教育に関する校内研修の手引」（平成28年3月作成）の校内研修での活用 ・学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の充実のため「道徳教育校内研修パッケージ『考え方、議論する道徳』の実現に向けて」（令和2年11月作成）の校内研修等での活用 ・道徳科の授業改善に向けた「道徳教育の充実に向けて～自尊感情や規範意識の醸成に向けた道徳科の授業改善～」（令和4年3月）の作成	-	-	-	教育庁 (義務教育課)
		R5	・学習指導要領の一部改正の趣旨を踏まえた道徳教育の改善・充実のため「道徳教育に関する校内研修の手引」（平成28年3月作成）の校内研修での活用 ・学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の充実のため「道徳教育校内研修パッケージ『考え方、議論する道徳』の実現に向けて」（令和2年11月作成）の校内研修等での活用 ・道徳科の授業改善に向けた「道徳教育の充実に向けて～自尊感情や規範意識の醸成に向けた道徳科の授業改善～」（令和4年3月作成）の校内研修等での活用 ・道徳教育の充実に向けた「自尊感情の醸成に向けた道徳教育の充実」（令和5年3月作成）の校内研修等での活用	-	-	-	
③学校における犯罪抑止教育の充実 ア 警察等の関係機関と連携し、非行防止教室や生命の大切さを学ぶ教室の周知・活用促進に努めます。	R4	・道警と連携した非行防止教室の開催の奨励 ・児童生徒が犯罪被害に巻き込まれないよう、また、児童生徒による犯罪行為の未然防止のため関連通知や道教委が作成した生徒指導資料を活用した指導の促進		-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
	R5	・道警と連携した非行防止教室の開催の奨励 ・児童生徒が犯罪被害に巻き込まれないよう、また、児童生徒による犯罪行為の未然防止のため関連通知や道教委が作成した生徒指導資料を活用した指導の促進		-	-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
イ 子どもの人間関係づくり推進事業を推進し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図ります。	R4 ・「中1ギャップ問題未然防止事業」（45校）及び「高校生ステップアッププログラム」（23校）など「子どもの人間関係づくり推進事業」による児童生徒のコミュニケーション能力の育成			子どもの人間関係づくり 推進費	6,283 (0)	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
④子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組 児童生徒に対し、子どもがいじめ・虐待・暴力行為ネットトラブル等の被害に遭った場合の対応について主体的に学ぶことができる生徒指導資料等を作成するなど、各教育委員会における取組を促します。	R4 ・道警と連携した非行防止教室の開催の奨励 ・児童生徒が犯罪被害に巻き込まれないよう、また、児童生徒による犯罪行為の未然防止のため関連通知や道教委が作成した生徒指導資料を活用した指導の促進			-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)	
⑤家庭における命の教育への支援の推進 家庭教育手帳を含む家庭教育に関するデータをホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、市町村教育委員会に対し、積極的な活用を促します。	R4 ・家庭教育手帳を含む家庭教育に関するデータのホームページ掲載による普及啓発及び市町村教育委員会に対する積極的な活用の促進			-	-	教育庁 (社会教育課)	
⑥中学生・高校生を対象とした講演会の実施 中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による被害者への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、犯罪被害者等による講演会や遺族等の手記の朗読等を実施し、「地域全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努めます。	R4 ・中学・高校生を対象とした被害者遺族等の講演及び警察職員の講話による「命の大切さを学ぶ教室」の開催 ・防犯や交通安全講話等のあらゆる機会を活用した被害者等遺族による講演や警察職員による手記の朗読等の取組 ※「命の大切さを学ぶ教室」の開催 被害者遺族による講演会43回 警察職員による講話173回 各種会合を活用しての講演及び講話460回		人権啓発推進事業費 (地域人権啓発活動活性化事業費)	640 (0)	警察本部 (警務課)		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等	再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		R4 ・令和4年度「高等学校教育課程編成・実施の手引」における指導事例等の掲載による指導の充実 ・令和4年度「高等学校教育課程編成・実施の手引」の北海道教育委員会のウェブページへの掲載による普及・啓発 ・指導主事による学校教育指導における指導・助言による指導の充実	-	-	-	教育庁 (高校教育課)
		R5 ・令和5年度「高等学校教育課程編成・実施の手引」における指導事例等の掲載による指導の充実 ・令和5年度「高等学校教育課程編成・実施の手引」の北海道教育委員会のウェブページへの掲載による普及・啓発 ・指導主事による学校教育指導における指導・助言による指導の充実	-	-	-	
		R4 ・北海道高等学校教育課程研究協議会における説明等による法教育の普及・啓発	高等学校教育課程研究協議会	26,311 (26,311)	教育庁 (高校教育課)	
		R5 ・北海道高等学校教育課程研究協議会における説明等による法教育の普及・啓発	高等学校教育課程研究協議会	12,757 (12,757)		
イ 各教科等担当指導主事研究協議会の部会において、法教育にかかる資料を配布し、研修事業や学校教育指導に生かします。	R4 ・北海道教育委員会及び市町村教育委員会の指導主事が参加する各教科等担当指導主事研究協議会における法教育にかかる資料の配付による研修事業や学校教育指導への活用促進 ※令和4年度公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会 日 時：令和4年4月25日（月） 内 容：説明、協議 参加者：北海道教育委員会及び市町村教育委員会の義務教育担当指導主事 約200名 ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からオンラインと一部参集のハイブリットによる開催	教育課程改善充実費 (39,904)	39,904 (39,904)	教育庁 (義務教育課、教職員育成課)		
	R5 ・北海道教育委員会及び市町村教育委員会の指導主事が参加する各教科等担当指導主事研究協議会における法教育にかかる資料の配付による研修事業や学校教育指導への活用促進 ※令和5年度公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会 日 時：令和5年4月24日（月）、25日（火） 内 容：説明、協議 参加者：北海道教育委員会及び市町村教育委員会の義務教育担当指導主事 約200名 オンライン開催 ・北海道教育委員会及び市町村教育委員会の指導主事が参加する各教科等担当指導主事研究協議会における法教育にかかる資料の配付による研修事業や学校教育指導への活用促進	教育課程改善充実費 (26,318)	26,318 (26,318)			

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
⑧学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進 ア 北海道生徒指導連絡会議、集団カウンセリング研修会等生徒指導に関する研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。	R4 ⑧学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進 ア 北海道生徒指導連絡会議、集団カウンセリング研修会等生徒指導に関する研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。	・各管内で開催する「生徒指導研究協議会」における、いじめや暴力行為、不登校や中途退学等の未然防止や早期発見・早期対応に向けた教育相談の取組についての実践交流や事例研究による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施 ・集団カウンセリング研修会における、ピア・サポートや人間関係構築のための集団カウンセリングの演習による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施（新型コロナウイルス感染症対策により未実施）		-	-	-	教育庁 (生徒指導・学校安全課)
		・各管内で開催する「生徒指導研究協議会」における、いじめや暴力行為、不登校や中途退学等の未然防止や早期発見・早期対応に向けた教育相談の取組についての実践交流や事例研究による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施予定 ・集団カウンセリング研修会における、ピア・サポートや人間関係構築のための集団カウンセリングの演習による教職員のカウンセリングスキルを向上するための研修の実施予定		-	-	-	
	R4 イ 養護教諭を対象とした研修会において、虐待を受けていると思われる児童生徒の対応についての演習を行うなど、養護教諭のカウンセリング能力や危機管理能力の向上を図るために研修の充実に努めます。	・教育相談の資質向上のための教員研修用動画の作成、オンデマンドによる配信による各学校等での活用促進		-	-	-	
		・教育相談の資質向上のための教員研修用動画の作成、オンデマンドによる配信による各学校等での活用促進		-	-	-	
	R4 イ 養護教諭を対象とした研修会において、虐待を受けていると思われる児童生徒の対応についての演習を行うなど、養護教諭のカウンセリング能力や危機管理能力の向上を図るために研修の充実に努めます。	・児童生徒の心の健康問題について理解を深めることで、問題を抱える児童生徒を早期に発見し、校内外の連携を図った組織的な対応のため講義や演習の実施 ※1 初任段階養護教諭等研修（1年次） 開催日：令和4年5月19日（木）、5月23日（月）、5月30日（月）、6月2日（木） 出席者：76名 ※2 初任段階養護教諭等研修（3年次） 開催日：令和4年10月5日（水）～6日（木）、11日（火）～12日（水）、18日（火）～19日（水） 24日（月）～25日（火） 出席者：70名		初任段階養護教諭研修費 中堅養護教諭研修費	15,867 (15,867)	教育庁 (健康・体育課)	
		・児童生徒の心の健康問題について理解を深めることで、問題を抱える児童生徒を早期に発見し、校内外の連携を図った組織的な対応のため講義や演習の実施 ※1 初任段階養護教諭等研修（1年次） 開催日：令和5年5月25日（木）～26日（金） 出席者：95名 ※2 初任段階養護教諭等研修（3年次） 開催日：令和5年10月5日（木）～6日（金）		初任段階養護教諭研修費 中堅養護教諭研修費	17,295 (17,295)		

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
		R4	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待経験をもつ子どもたちの学校生活を護るための校内連携と他職種連携について、資料配付 ※1 初任段階養護教諭等研修（3年次） <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和4年10月5日（水）～6日（木）、11日（火）～12日（水）、18日（火）～19日（水） 24日（月）～25日（火） 出席者：70名 ※2 初任段階養護教諭等研修（5年次） <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和4年11月7日（月）、10日（木）、11月21日（月）、11月28日（月） 出席者：56人 		初任段階養護教諭研修費	15,867 (15,867)	
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待経験をもつ子どもたちの学校生活を護るための校内連携と他職種連携について、専門家による講義の実施 ※1 初任段階養護教諭等研修（3年次） <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年10月5日（木）～6日（金） ※2 初任段階養護教諭等研修（5年次） <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年10～11月 ※3 中堅養護教諭等資質向上研修 <ul style="list-style-type: none"> 開催日：令和5年10～11月 		初任段階養護教諭研修費	17,295 (17,295)	
	(3)交通事故被害者に関する理解の増進 ①交通事故被害者等の声を反映した道民の理解増進 ア 関係機関・団体と連携し、各種交通安全大会や講習会等において、ドライブレコーダ等による事故の記録映像や交通事故の被害者、遺族等の手記をまとめたリーフレットを活用するなど、被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する道民の理解増進に努めます。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会や講話において、交通事故事件被害者等の手記等をまとめたリーフレットの活用などによる交通事故の惨状等に関する道民の理解増進と安全意識の高揚 ・「北海道交通事故被害者の会」と連携を図り、中学・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」等において、交通事故事件被害者遺族による講演会を多数開催 	-	-	-	警察本部 (交通企画課)
	イ 運転者に対する各種講習等の場において、交通事故の被害者や遺族による講話をを行い、交通事故被害等の切実な声を直に訴えるなど、安全講話を実施します。	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会や講話において、交通事故事件被害者等の手記等をまとめたリーフレットの活用などによる交通事故の惨状等に関する道民の理解増進と安全意識の高揚 ・「北海道交通事故被害者の会」と連携を図り、中学・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」等において、交通事故事件被害者遺族による講演会を多数開催 	-	-	-	
		R4	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者に対する取消処分者講習等の場において、交通事故事件の被害者やその遺族による講話等により交通事故事件被害者の切実な声を訴えるなどして、心に響く講習を実施 	-	-	-	警察本部 (交通企画課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者に対する取消処分者講習等の場において、交通事故事件の被害者やその遺族による講話等により交通事故事件被害者の切実な声を訴えるなどして、心に響く講習を実施 	-	-	-	

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
	②交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータをホームページに掲載するなどして公表 ・電子メールの「北のひろめーる」に登録した関係機関・団体に対して、重大交通事故の発生時を始めとした各種交通安全情報を作成・提供し、安全管理に役立てもらうため情報発信 ・報道機関に分析結果をタイムリーに公表するなどして交通事故の現状を伝達 	-	-	-	警察本部 (交通企画課)
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータをホームページに掲載するなどして公表 ・電子メールの「北のひろめーる」に登録した関係機関・団体に対して、重大交通事故の発生時を始めとした各種交通安全情報を作成・提供し、安全管理に役立てもらうため情報発信 ・報道機関に分析結果をタイムリーに公表するなどして交通事故の現状を伝達 	-	-	-	
2 事業者の理解の増進	(3)交通事故統計データの充実 交通安全緑書において、交通事故被害者に関する統計データや支援制度の情報の充実を図ります。	R4	令和3年交通安全緑書において交通被害者救済対策を掲載し、道民生活課ホームページにおいて周知	-	-	-	環境生活部 (道民生活課) (交通安全係)
		R5	令和4年交通安全緑書において交通被害者救済対策を掲載し、道民生活課ホームページにおいて周知	-	-	-	
	(1)求職者の就職支援や事業主等の理解の増進 求職者の就職支援に向けて、公共職業安定所等と連携するなど、雇用に関する各種相談などに対応します。	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェ北海道やジョブサロン北海道において、公共職業安定所等と連携し、就職に向けた各種相談対応やセミナー等の就職支援サービスを実施 	北海道就業支援センター 事業費	85,136 (85,136)	経済部 (雇用労政課)	
		R5	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェ北海道やジョブサロン北海道において、公共職業安定所等と連携し、就職に向けた各種相談対応やセミナー等の就職支援サービスを実施 				

令和5年度（2023年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況

施策	具体的な取組(施策名・施策の概要)	R4年度実績、R5年度実施予定等		再掲	予算事業名	予算額 (一般財源)	所管部課
(2)個別の労使紛争解決システム等の活用 道民を対象に個別の労使紛争解決システム（あっせん制度）及び中小企業労働相談（労働相談）について、周知を図るとともに、その適正な運用に努めます。	R4 ・個別の労使紛争あっせん制度に係るPRリーフレットを市町村、労働局、ハローワーク、弁護士会等の関係機関に配付 ・労働委員会のホームページやTwitter、ブログのほか、イベントやセミナーの開催などを通じて「個別の労使紛争あっせん制度」を周知				事務局運営費	3,512 (3,512)	労働委員会
	R5 ・個別の労使紛争あっせん制度に係るPRリーフレットを市町村、労働局、ハローワーク、弁護士会等の関係機関に配付 ・労働委員会のホームページやTwitter、ブログのほか、イベントやセミナーの開催などを通じて「個別の労使紛争あっせん制度」を周知	事務局運営費	3,501 (3,501)				
	R4 ・労働相談ホットライン（フリーダイヤル）を社会保険労務士会に委託 ※全道15箇所（各総合振興局・振興局、後志総合振興局小樽商工労働事務所）に中小企業労働相談所を設置 R4実績：814件（ホットライン：801件、中小企業労働相談所：13件）				労働福祉対策事業費 (中小企業労働相談費)	4,453 (4,453)	経済部 (雇用労政 課)
	R5 ・労働相談ホットライン（フリーダイヤル）を社会保険労務士会に委託 ※全道15箇所（各総合振興局・振興局、後志総合振興局小樽商工労働事務所）に中小企業労働相談所を設置	労働福祉対策事業費 (中小企業労働相談費)	4,453 (4,453)				